

5川総コ第112号

令和6年1月19日

川崎市監査委員 大村 研一 様
同 川上 善行 様
同 石田 康博 様
同 かわの 忠正 様

川崎市長 福田 紀彦

令和4年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された
意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、令和5年2月2日付けで包括外部監査人 谷川 淳氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。このことについて、同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ】

子ども・若者及び子育て支援に係る財務事務の執行について

1. 地域子育て支援事業

【指摘1】業務委託完了届の徴取の徹底について

〔指摘の要旨〕

川崎市保育子育て総合支援センター清掃業務委託において、受託者は、毎月業務委託完了届を市に提出しなければならない。しかし、令和3年8月分及び10月分から3月分まで、計7か月分の業務委託完了届が提出されていなかった。

市は、仕様書に従い、業務委託完了届の徴取を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

同業務委託完了届提出を契約業者に徹底させました。

事業者に対して、業務完了届の提出を徹底するよう指導するとともに、再発防止のため、資料の確認について関係職員に対し所属長から注意喚起を行いました。

2. 児童手当支給事業

【指摘2】前渡金精算事務の適正化について

〔指摘の要旨〕

児童手当及び子育て世帯生活支援特別給付金の支給は、資金前渡の方法が採られている。具体的には、各支給月の支給総額が、一旦、川崎市前渡金管理者であることも未来局子ども家庭課長が管理する横浜銀行の口座に前渡金として振り込まれ、その口座から横浜銀行に振替処理を依頼して、対象者に支給している。

金銭会計規則第95条により、前渡金の精算は、支払い終了後7日以内に前渡金精算書等を会計管理者等に提出しなければならない。しかし、事務手続の遅延により、7日を過ぎての精算が行われる事例があった。

表33は事務手続が遅延した理由を会計管理者に説明するために作成された理由書であり、前渡金精算書に添付されたものである。

理由書には、精算が遅延した原因として「支給対象者の状況確認等」と記載されているが、状況確認についての詳細な内容の記載はない。今後の事務改善に繋げるためには、状況確認に時間を要した理由も記載するなど、より詳細な内容の記載を行う必要がある。

いずれにしても、金銭会計規則第95条第1項の規定に従い、7日以内に前渡金の精算を行うことができるよう事務手続を改善し適正化する必要がある。

〔措置の内容〕

児童手当及び子育て世帯生活支援特別給付金の支給については、原則7日以内に前渡金の精算をするように周知しました。

また、振込先口座の名義を変更した場合など支給に際しての確認に時間を要する場合については、確認に時間を要した経緯を記録するとともに、可能な限り速やかに支

給及び精算行うように周知しました。

3. 認可保育所整備事業

【指摘 3】補助金交付申請書添付書類の記載誤りについて

〔指摘の要旨〕

川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付申請書の添付書類である「(仮称)塚越2丁目地内保育所 民間保育所施設整備費 収支予算書抄本」を確認したところ、設計監理費と設計費の支出予算額が、見積書の予算額と反対に記載されており、整合していなかった。

今後は、補助金交付申請書の添付書類の記載に誤りがないか確認するとともに、誤りがあった場合には、申請者に対し、適切に修正するように指導する必要がある。

〔措置の内容〕

補助金交付申請書添付書類の記載誤りについて、今後同様の事例が発生しないよう、本件について課内で共有を行うとともに、事業者から補助金交付申請書類が提出された際は複数でのチェックを徹底し、申請者に適切に指導してまいります。

3. 認可保育所整備事業

【指摘 4】実績報告書の記載誤りについて

〔指摘の要旨〕

認可外保育施設認可化移行等支援費補助金は、認可保育所への移行に係る補助（認可外保育施設の認可化移行に係る支援費補助金交付要綱）と小規模保育事業への移行に係る補助（認可外保育施設の小規模保育事業移行に係る支援費補助金交付要綱）の2種類がある。令和3年度は、前者が8件、後者が4件の計12件の補助実績があった。

両補助金に係る補助金交付申請書等の提出書類を確認したところ、交付要綱第14条に規定されている発注実績報告書及び事業実績報告書と検査確認書の間で、表35のとおり、金額の不整合が生じていた。具体的には、A園及びB園では、発注実績報告書の金額、C園では事業実績報告書の金額が誤って記載されていた。

結果的に、3園とも検査確認書では正しい金額で検査されており、補助金額に影響はなかったが、今後は、事業実績報告書及び発注実績報告書の記載に誤りがないか確認するとともに、誤りがあった場合には、申請者に対し、適切に修正するように指導する必要がある。

〔措置の内容〕

発注実績報告書及び事業実績報告書等の申請書類について、その整合性の確認を複数の職員で行う等、適正な事務手続を改めて周知徹底しました。提出書類に誤りがあった場合には、事業者に速やかに修正を指示し、適正な書類を提出するよう指導しています。

さらに、定期的な打合せで事務処理や事業の進捗状況について確認し適正な事務執行に努めています。

3. 認可保育所整備事業

【指摘 5】委託業務完了届の記載誤りについて

〔指摘の要旨〕

川崎市北加瀬保育園仮設園舎用地敷地測量業務委託契約書と委託業務完了届を確認したところ、受託者から提出された委託業務完了届の履行期限の記載が誤っていた。具体的には、履行期限を「令和3年7月30日」と記載すべきところ、契約年月日である「令和3年4月30日」と記載されていた。

今後は、委託業務完了届の記載に誤りがないか確認するとともに、誤りがあった場合には、受託者に対し、適切に修正するように指導する必要がある。

〔措置の内容〕

委託業務完了届の記載誤りについて、今後同様の事例が発生しないよう、本件について課内で共有を行うとともに、複数でのチェックを徹底し、申請者に適切に指導してまいります。

3. 認可保育所整備事業

【指摘 6】軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて

〔指摘の要旨〕

軽易工事を執行した場合には、川崎市軽易工事契約事務取扱規程第8条の規定により、その結果を四半期ごとに取りまとめ、軽易工事執行状況報告書として、財政局長に報告することとなっている。

しかし、執行した軽易工事のうち、たちばな中央保育園ウッドデッキ改修工事2,470千円、みぞのくち保育園保育室建具改修工事2,035千円について、軽易工事執行状況報告書への掲載が漏れていた。軽易工事執行状況報告書は、財務会計システムから該当工事を出力して作成しているが、財務会計システムで予算執行伺を起案する段階で軽易工事を選択していなかったことから、出力リストから漏れたことが原因である。

今後は、軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行伺を起案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れないことを再確認する必要がある。

〔措置の内容〕

軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行伺起案時に軽易工事を適切に選択するよう関係職員に周知徹底しました。

4. 民間保育所運営事業

【指摘 7】土曜日閉所減算認定申請書の日付記入について

〔指摘の要旨〕

令和3年度土曜日閉所減算認定申請書を閲覧したところ、日付が未記入となっている申請書が多数発見された。

市によると、急遽、土曜日に利用希望児童がなかった等の理由で土曜日を閉所する旨の連絡を口頭で受け、当該連絡に基づいて減算処理を行った場合、後日、土曜日閉所減算認定申請書の提出を受けることになるため、日付が未記入になっている申請書

が多くなっているとのことであった。

保育所子どものための教育・保育給付費等の支給に係る書類であることから、日付が未記入の場合は、日付を記入するように指導する必要がある。

〔措置の内容〕

申請日が未入力となっている事項について、今後に関しては、本事業のみならず全補助事業において申請日の未入力が発生しないように、各申請の審査業務を行う職員に口頭にて周知徹底を行いました。また、申請書等の申請日が抜けることが無いように事業者に対し、各補助事業の申請を案内する際に事業者が申請書類を作成するに当たって参考とするマニュアル等に申請日を入力する旨を強調すること等で、適宜注意喚起を行いました。

4. 民間保育所運営事業

【指摘 8】賃金改善計画書の日付記入について

〔指摘の要旨〕

令和3年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）及び令和3年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）を閲覧したところ、日付が未記入となっている計画書が多数発見された。

市によると、賃金改善計画書とその添付書類の記載方法が複雑であり、事業者と市担当者との間で確認と修正依頼が何往復も行われるため、最終提出日がいつになるかわからず、日付が未記入になっている計画書が多くなってしまっているのではないかとのことであった。

保育所子どものための教育・保育給付費等の加算を認定する書類であることから、日付が未記入の場合は、日付を記入するように指導する必要がある。

〔措置の内容〕

申請日が未入力となっている事項について、今後に関しては、本事業のみならず全補助事業において申請日の未入力が発生しないように、各申請の審査業務を行う職員に口頭にて周知徹底を行いました。また、申請書等の申請日が抜けることが無いように事業者に対し、各補助事業の申請を案内する際に事業者が申請書類を作成するに当たって参考とするマニュアル等に申請日を入力する旨を強調すること等で、適宜注意喚起を行いました。

4. 民間保育所運営事業

【指摘 9】ICT化推進事業実施要綱の改正の検討について

〔指摘の要旨〕

川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業実施要綱（以下、「ICT実施要綱」という。）の規定に基づき、保育所等がICT化推進事業補助金の交付の申請を行うためには、事前に、ICTの導入予定日及び運用開始予定日を記載したICT化推進事業実施計画書（以下、「実施計画書」という。）を市に提出し、市の承認を受けなければならない。

その後、補助金の交付申請、交付決定を経て、保育所等が補助金の交付を受けた後

は、ICT化推進事業実績報告書（以下、「ICT実績報告書」という。）をICTの運用開始日から30日以内に市に提出しなければならない（ICT実施要綱第14条）こととなっている。

しかし、ICTの運用開始日から30日以内に提出されていない実績報告書が多数あり、ICT実施要綱第14条の規定に従っていない状況となっていた。

この原因は、市が実施計画書の承認を適時に行っていないことにある。例えば、運用開始予定日が令和3年9月1日と記載されている実施計画書に対する承認通知日が令和4年1月18日となっている事例など、運用開始予定日から数ヶ月以上経過した日に承認を行っている事例が多数あった。

市によると、例年10月末頃までは保育給付費等の支給額の算定等の事務が繁忙を極めており、ICT化推進事業補助金に係る事務は11月以降に着手せざるを得ない状況にあるため、実施計画書の提出から承認に至るまで、数ヶ月以上の期間を要する結果となっているとのことであった。

本来であれば、実施計画書の承認事務を適宜適切に行う必要があるが、現状の事務量を鑑みると、実務上対応が困難であると考えられる。しかし、ICT実施要綱に従っていない状況は解消する必要があるため、例えば、ICT実績報告書の提出期限を見直すなど、ICT実施要綱の改正を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

ICT化推進事業補助金に係る事務については、実施計画書の提出から交付決定までの流れを簡略化するため、国の実施要項及び川崎市補助金等の交付に関する規則に照らし合わせたくうえで、川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業実施要綱を改正し、補助金の交付申請及び実施計画書を同時に受け付けるなど、申請手続きを見直しました。

令和5年度については、あらかじめ保育所等が手続きの全体を確認したくうえで申請できるよう、申請から補助金交付までのスケジュールや実績報告書の提出期日も明確にした「令和5年度川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業補助金の申請手続きについて（通知）」を発出し、保育所に向けて周知を図るとともに、10月末頃に交付決定通知を送付しました。また、実績報告書についても、順次提出されており、今後も期日までに提出されるよう保育所に案内していきます。

4. 民間保育所運営事業

【指摘10】ICT化推進事業実施要綱の改正の検討について

〔指摘の要旨〕

上記【指摘9】と同様に、例えば、運用開始予定日が令和3年8月1日と記載されている実施計画書に対する承認通知日が令和3年11月30日となっている事例など、運用開始予定日から数ヶ月以上経過した日に承認を行っている事例が多数あった。

本来であれば、実施計画書の承認事務を適宜適切に行う必要があるが、現状の事務量を鑑みると、実務上対応が困難であると考えられる。しかし、ICT実施要綱に従っていない状況は解消する必要があるため、例えば、ICT実績報告書の提出期限を見直すなど、ICT実施要綱の改正を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

ICT 化推進事業補助金に係る事務については、実施計画書の提出から交付決定までの流れを簡略化するため、国の実施要項及び川崎市補助金等の交付に関する規則に照らし合わせたうえで、川崎市認可保育所等における ICT 化推進事業実施要綱を改正し、補助金の交付申請及び実施計画書を同時に受け付けるなど、申請手続きを見直しました。

令和 5 年度については、あらかじめ保育所等が手続きの全体を確認したうえで申請できるよう、申請から補助金交付までのスケジュールや実績報告書の提出期日も明確にした「令和 5 年度川崎市認可保育所等における ICT 化推進事業補助金の申請手続きについて（通知）」を発出し、保育所に向けて周知を図るとともに、10 月末頃に交付決定通知を送付しました。また、実績報告書についても、順次提出されており、今後も期日までに提出されるよう保育所に案内していきます。

4. 民間保育所運営事業

【指摘 11】 軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて

〔指摘の要旨〕

【指摘 6】に記載したとおり、軽易工事を執行した場合には、川崎市軽易工事契約事務取扱規程第 8 条の規定により、その結果を四半期ごとに取りまとめ、軽易工事執行状況報告書として、財政局長に報告することとなっている。

しかし、公設保育所整備費で執行した全ての軽易工事について、軽易工事執行状況報告書への掲載が漏れていた。軽易工事執行状況報告書は、財務会計システムから該当工事を出力して作成しているが、財務会計システムで予算執行何を起案する段階で軽易工事を選択していなかったことから、出力リストから漏れたことが原因である。

今後は、軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行何を起案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れがないことを再確認する必要がある。

〔措置の内容〕

再発防止として、本事業の担当係において財務会計システムを用いながら、改めて予算執行何いの手順を確認する中で区分を「軽易工事」とするように関係職員に周知徹底しました。

5. 公立保育所運営事業

【指摘 12】 報告書の徴取の徹底について

〔指摘の要旨〕

令和 3 年度川崎市内公立保育園等室内害虫駆除業務委託（前期）及び令和 3 年度川崎市内公立保育園等室内害虫駆除業務委託（後期）において、全施設作業完了後は、報告書及び完了確認書を提出しなければならない（仕様書 8（3）イ）こととなっている。しかし、市に報告書が提出されていなかった。

したがって、仕様書に従い、業務委託に係る報告書の徴取を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

川崎市内公立保育園等室内害虫駆除業務委託（前期）及び同業務委託（後期）において契約業者に報告書提出を徹底させました。

業者に対して、担当から電話により口頭で注意喚起を行うとともに、同趣旨を電子メールにより周知しました。

また、再発防止のため所属長から関係職員に対し、注意喚起を行い、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

5. 公立保育所運営事業

【指摘 13】 定期点検報告書の徴取の徹底について

〔指摘の要旨〕

中原区保育・子育て総合支援センター昇降機保守点検業務委託において、毎月、定期点検報告書を提出しなければならない。しかし、地域子育て支援センターなかはらの4月分、5月分の定期点検報告書が提出されていなかった。昇降機保守点検業務は安全に関わる点検業務であり、異常の有無を確認することは重要である。

したがって、定期点検報告書の徴取を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

同業務定期検査報告書提出を契約業者に徹底させました。

業者に対して、担当から電話により口頭で注意喚起を行うとともに、同趣旨を電子メールにより周知しました。

また、再発防止のため所属長から関係職員に対し、注意喚起を行い、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

5. 公立保育所運営事業

【指摘 14】 報告書及び業務完了届の徴取の徹底について

〔指摘の要旨〕

公立保育園等園舎機械警備業務委託（北部）において、受託者は、毎月報告書及び業務完了届を市に提出しなければならない。しかし、8月分、9月分の報告書及び8月分の業務完了届が提出されていなかった。

市は、仕様書に従い、報告書及び業務完了届の徴取を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

同業務報告書及び業務完了届提出を契約業者に徹底させました。

業者に対して、担当から電話により口頭で注意喚起を行うとともに、同趣旨を電子メールにより周知しました。

また、再発防止のため所属長から関係職員に対し注意喚起を行い、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

5. 公立保育所運営事業

【指摘 15】 業務完了届の検査の遅延について

〔指摘の要旨〕

川崎市内公立保育園等園舎機械警備業務委託（北部）、川崎市内公立保育園等園舎機

械警備業務委託(南部)及び令和3年度中原保育園等園舎機械警備業務委託において、4月分の警備業務完了届の提出日付が令和3年5月6日、検査調書の検査日付が令和3年5月19日となっていた。

川崎市委託契約約款では、業務完了届を受理した日から10日以内に検査しなければならないと定められているが、4月分の警備業務の検査は受理した日から10日を超過していた。

したがって、川崎市委託契約約款に従い、業務完了届を受理した日から10日以内に検査を実施する必要がある。

〔措置の内容〕

同業務完了検査を川崎市委託契約約款に規定の日付で実施することを徹底しました。業者に対して、担当から電話により口頭で注意喚起を行うとともに、同趣旨を電子メールにより周知しました。

また、再発防止のため所属長から関係職員に対し注意喚起を行い、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

5. 公立保育所運営事業

【指摘16】業務完了届の徴取の徹底について

〔指摘の要旨〕

公立保育所自家用電気工作物保安管理業務委託において、受託者は、業務完了届を市に提出しなければならない。しかし、業務完了届が提出されていなかった。

市は、仕様書に従い、業務完了届の徴取を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

同業務完了届提出を契約業者に徹底させました。

業者に対して、担当から電話により口頭で注意喚起を行うとともに、同趣旨を電子メールにより周知しました。

また、再発防止のため所属長から関係職員に対し注意喚起を行い、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

5. 公立保育所運営事業

【指摘17】年次点検報告書の徴取の徹底について

〔指摘の要旨〕

公立保育所自家用電気工作物保安管理業務委託において、受託者は、年次点検報告書を市に提出しなければならない。しかし、中原区保育・子育て総合支援センターの年次点検報告書が提出されていなかった。

市は、仕様書に従い、年次点検報告書の徴取を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

同業務年次点検報告書提出を契約業者に徹底させました。

業者に対して、担当から電話により口頭で注意喚起を行うとともに、同趣旨を電子メールにより周知しました。

また、再発防止のため所属長から関係職員に対し注意喚起を行い、適正な事務手続

を行うよう周知徹底しました。

5. 公立保育所運営事業

【指摘 18】 軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて

〔指摘の要旨〕

【指摘 6】 及び【指摘 11】 に記載したとおり、軽易工事を執行した場合には、川崎市軽易工事契約事務取扱規程第 8 条の規定により、その結果を四半期ごとに取りまとめ、軽易工事執行状況報告書として、財政局長に報告することとなっている。

しかし、保育所整備費で執行した全ての軽易工事について、軽易工事執行状況報告書への掲載が漏れていた。軽易工事執行状況報告書は、財務会計システムから該当工事を出力して作成しているが、財務会計システムで予算執行何を起案する段階で軽易工事を選択していなかったことから、出力リストから漏れたことが原因である。

今後は、軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行何を起案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れがないことを再確認する必要がある。

〔措置の内容〕

軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行何を起案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れがないことを再確認を徹底いたしました。

包括外部監査報告書に基づき、所属長から関係職員に対し注意喚起を行い、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

6. 認可外保育施設支援事業

【指摘 19】 秘密保持等に関する誓約書の徴取の徹底について

〔指摘の要旨〕

「川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則」が令和 3 年 9 月 1 日から施行されたことに伴い、個人情報の取扱いに関する事項の追加が必要であることから、川崎市子育てのための施設等利用給付支払センター業務委託について、変更契約書が作成されていた。

変更契約で追加した「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」では、契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならないと定めている。しかし、秘密保持等に関する誓約書が提出されていなかった。

市は、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」に従い、秘密保持等に関する誓約書の徴取を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

委託事業者から令和 4 年 1 月 1 日付けで「秘密保持に関する誓約書」を徴取しました。今後も変更等が生じた際には、誓約書の徴取を適切に実施します。

また、個人情報の取扱いに関して、e-ラーニング等の研修を活用して正しい知識を習得すること、及び業務引継の際に適正な個人情報の取扱いについても適切に引継を実施

しました。

6. 認可外保育施設支援事業

【指摘 20】 交付要綱の見直しについて

〔指摘の要旨〕

市は、川崎市内に在住する川崎認定保育園在籍児童の保護者に対し、保育料の補助を実施している。また、横浜市との「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定書」に基づき、川崎市内に在住する横浜保育室在籍児童の保護者についても保育料の補助を実施している。

補助金は、補助対象者に前期分（4月から9月の対象月分）と後期分（10月から翌年3月分）の年2回交付している。前期分、後期分あわせて年1回の申請となっており、令和4年度の申請期限は、令和4年9月9日（令和4年10月以降に入園した場合は入園の翌月中（ただし、令和5年3月入園の場合は令和5年4月10日））となっている。

しかし、川崎認定保育園保育料補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）では、第5条第3項において、9月5日（期日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに申請すると規定されていることから、交付要綱に従っていない。

また、第5条第3項は「前項の場合において」適用される規定となっている。前項の場合とは、川崎市内に在住する横浜保育室在籍児童の保護者が申請する場合である。つまり、川崎市内に在住する川崎認定保育園在籍児童の保護者が申請する場合の申請期限については定めがない状態となっている。

このように、交付要綱に規定する補助金の申請期限と実務上の運営における申請期限に乖離が生じている。

したがって、補助金の申請期限に関する交付要綱の規定を見直す必要がある。

〔措置の内容〕

交付申請書の提出期日及び申請回数等の事務手続について検討し見直しを行いました。「川崎市認定保育園補助金交付要綱」については、交付申請書の提出期日及び申請回数について令和5年4月1日適用で改正しました。

11. 青少年活動推進事業

【指摘 21】 補助事業等の変更等に係る承認手続の徹底について

〔指摘の要旨〕

市は、育成連盟に対して、川崎市青少年育成連盟補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき、補助金を交付している。補助事業等は、交付要綱第2条のとおりである。

具体的には、広報誌の発行、中高生リーダー研修会、青少年国際交流、構成団体への助成金などの事業費、及び育成連盟の事務局員賃金、光熱水費、会館使用料などの事務局管理運営費に対し補助を行っている。

これら補助事業等の内容や経費の配分については、事業計画書及び補助事業等に係る収支予算書を添付した上で申請され、市が交付を決定している。そのため、交付決

定を受けた補助事業等を中止するときや内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ申請書により変更内容及び理由について、市の承認を受けなければならないこととなっている（交付要綱第8条）。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による青少年国際交流派遣の中止により事業費120千円が不用となった。また、構成団体への助成金の実績減により事業費約145千円が不用となった。これら事業費の不用額について、令和2年度は市に返還させているが、令和3年度は返還を求めず、育成連盟ウェブサイトリニューアル等への流用を認めている。

しかし、このように、補助事業等の中止、内容及び経費の配分の変更がなされているにもかかわらず、交付要綱に規定する申請書の提出及び市の承認が行われていなかった。

当該補助事業等の内容等の変更については、育成連盟から口頭で相談され、市は口頭で承認したとのことである。しかし、今回の事例が交付要綱第8条ただし書きの「市長がその変更が軽微なものと認めた場合」に該当するとはいえないと考える。

したがって、今後、補助事業等を中止するときや内容または経費の配分を変更するときは、交付要綱第8条の規定に従い、あらかじめ申請書を提出させ、承認手続を適切に行う必要がある。

〔措置の内容〕

令和5年2月21日の青少年育成連盟の「団体長・事務局長会議」及び同年3月22日の「理事会・評議員会」において、青少年育成連盟補助金交付要綱第8条の趣旨を説明し、年度途中で補助対象事業の一部が中止となった場合や、補助金の使途が変更となった場合は、変更申請が必要であることを説明し、令和5年度以降は当該手続きを徹底するよう指導しました。併せて、定期的に活動状況及び収支状況を報告するよう申し入れをしました。

所管課においては、報告書の複数でのチェックと関係職員間の情報共有を徹底し、適正な事務手続を行ってまいります。

11. 青少年活動推進事業

【指摘22】育成連盟の構成団体に対する助成金の妥当性の検証について

〔指摘の要旨〕

育成連盟は、構成団体（子ども会連盟、ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川崎海洋少年団の4つの団体）に対し、市から交付された育成連盟補助金の約83%を助成金として分配している。

助成金は、構成団体運営助成金と指導者育成助成金の2種類があり、令和3年度の助成先及び助成金額は表38のとおりである。

まず、構成団体運営助成金の助成金額の根拠について確認したところ、令和3年度の根拠資料は存在せず不明であった。そこで、育成連盟より入手した平成31年度の下記資料により、助成金額根拠の妥当性につき検証した。

上記資料による助成金算出額をみると、川崎海洋少年団を除く3団体に対する令和3年度の助成金額は平成31年度算出額と同額となっている。

しかし、平成 31 年度と令和 3 年度を比較したところ、助成金算出基準としている構成団体の単位会(コ団)数が変化している団体があった(子ども会連盟:299(1/6換算で50)→270(1/6換算で45)、ガールスカウト川崎市連絡会:7→6)ことから、令和3年度基準で助成金を算出すべきであり、平成31年度と同額とする根拠とはならないと考える。

なお、川崎海洋少年団の単位会(コ団)数は1と変化がないが、令和3年度助成金額は平成31年度算出額の1/10相当となっている。これは、現在活動を休止していることから減額しているとのことであった。

次に、指導者育成助成金の助成団体及び助成金額の根拠について確認したところ、根拠資料は何ら存在せず不明であった。

市によると、子ども会連盟及びガールスカウト川崎市連絡会は、例年指導者育成事業を計画していることから、助成団体となっているとのことであった。

助成金額について、両団体の令和3年度決算書により、その妥当性を検証したところ、両団体とも、新型コロナウイルスの影響による指導者育成事業の中止により、当該事業の決算額が予算額と比べ、大幅に減少していた。

子ども会連盟においては、研修会や育成者交流会の大半が中止となっており、事業費の研修参加費・大会費は5,132千円の予算に対して、支出実績は821千円であった。また、ガールスカウト川崎市連絡会においても事業が中止となったため、指導者育成事業費140千円の予算に対して、支出実績は下見交通費などの52千円程度であった。

このように、対象としている事業が中止となったにもかかわらず、育成連盟は、両団体に対する指導者育成助成金の精算を行っていない。しかし、指導者育成助成金が、市が交付している川崎市青少年育成連盟補助金を原資として分配されていることを考慮すると、育成連盟は、当該助成金の精算を行い、両団体から未執行分の返還を求めるとともに、当該返還金を市に返還することが妥当であると考えられる。

以上のとおり、市が育成連盟に交付している川崎市青少年育成連盟補助金7,793千円のうち、6,464千円が構成団体への助成金(構成団体運営助成金と指導者育成助成金)に充てられているが、その妥当性につき、市は何ら検証を行っていない。このような状態となっているのは、社会通念上、適正性を欠いていると判断せざるを得ない。

したがって、市は、育成連盟の構成団体への助成金の妥当性について、検証を適切に行い、必要な措置を講じる必要がある。

〔措置の内容〕

補助金、助成金については、次のとおり事務の見直しを実施しました。

① 構成団体への補助金の配分について

指摘について、令和5年2月21日の青少年育成連盟の「団体長・事務局長会議」及び同年3月22日の「理事会・評議員会」において市から説明し、各構成団体で協議した結果、令和5年度の配分額については、令和4年度年次総会資料に記載されている、各団体の構成団体数及び単位会数を基礎として配分し、令和6年度以降については、各構成団体の事業に掛る経費を各々洗い出し、必要な配分額を構成団体と所管課で協議し、配分額を毎年見直すよう、申し合わせました。

② 指導者育成助成金の未執行分について

令和3年度の当該助成金の執行状況を再精査した結果、子ども会連盟分が1,827,205円、ガールスカウト分が66,444円、それぞれ補助対象事業に使われていないことを確認しました。また、令和2年度の当該補助金についても再精査したところ、子ども会連盟分が1,649,002円、補助対象事業に使われていないことを確認しました。なお、令和2年度のガールスカウト分と、令和元年度分については両団体とも全額適切に執行されていることを確認しました。

上記未執行額については、青少年育成連盟を通じて、令和5年3月29日までに、市に対して返還されました。

今後については、令和4年度決算時から、構成団体から育成連盟に対し、運営助成金と指導者育成助成金の精算書を提出し、未執行額があれば返還すること、育成連盟は市に育成連盟の決算書だけでなく、構成団体から提出を受けた精算書も添付して、概算払精算を行うよう、補助金精算事務を改めました。

併せて、2～3ヶ月ごとに活動状況及び収支状況を報告するよう指導しました。

所管課においては、報告書の複数でのチェックと関係職員間の情報共有を徹底し、適正な事務手続を行ってまいります。

16. 児童相談所運営事業

【指摘23】栄養士又は調理師の配置の徹底について

〔指摘の要旨〕

こども家庭センターに付設されている一時保護所においては、入所している児童に対して食事を提供しており、その調理に関しては、表54のとおり、外部業者への委託により行っている。令和2年4月1日から令和5年3月31日までの長期継続契約であるが、当初入札時は、一時保護所の定員である40人を基礎として入札を実施したが、その後、入所児童数が定員を超過する状態が継続したことから、令和3年4月1日付けにて変更契約を締結している。

なお、令和3年度においては、年間で53,151食分の調理が実施されている。

契約書に添付されている調理業務仕様書においては、調理従事者は栄養士及び当該業務について相当の経験を有する者であることを求めるとともに、常時、栄養士又は調理師を1名以上必ず配置することを求めている。

一方、業務従事者の届出及び勤務シフト表によれば、令和3年4月から6月までの期間においては、栄養士又は調理師の資格を有する調理従事者は、栄養士の資格を有する業務責任者1名のみであり、その期間を中心に、勤務シフト表上、栄養士又は調理師が常時配置されていない日が数日存在した。

令和3年7月以降は、栄養士の資格を有する業務責任者以外に調理師の資格を有する調理従事者が配置されており、少なくとも令和4年度においては、栄養士又は調理師が不在となる時間はないとのことである。

入所児童等の食事の安全性に関係することであり、受託者にあらためて配置の徹底を指示するとともに、翌月の勤務シフト表が提示された際には、栄養士又は調理師が常時配置されていることの確認を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

令和4年度受託者には改めて栄養士又は調理士が不在となることのないよう配置の徹底を指示し、勤務シフトの確認を行いました。令和5年4月1日開始の契約においては、栄養士又は調理士の資格を有する調理従事者が複数名配置されていることを確認しており、受託者に配置の徹底を指示し、翌月の勤務シフト表提示の際には配置内容の確認を行っています。

17. 児童養護施設等運営事業

【指摘24】退所者居住支援事業における書類等の不備について

〔指摘の要旨〕

退所者居住支援事業は、退所者のうち特に支援の必要性が高い者であって、退所後も児童福祉施設等で生活する者及び中退者を対象として、措置解除日の翌日以降であって児童福祉施設等で生活を開始した日から満22歳に達する年度の末日まで支援を継続するものである。

令和3年度に本事業の支援を受けている者は11名であったが、川崎市社会的養護自立支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に規定されている申請書類、決定通知書等を閲覧したところ、次のような事例があった。

事例1：退所者居住支援等状況確認書（第2号様式）がないもの（2名）

事例2：退所者居住支援等報告書（第5号様式）がないもの（1名）

事例3：退所者居住支援等申請書（第1号様式）、退所者居住支援等状況確認書（第2号様式）、退所者居住支援等報告書（第5号様式）いずれにおいても、対象者の状況が「その他」となっており、状況に関する記載が一切ないもの（1名）

事例1について、当該2名はいずれも措置解除後に施設に戻ったケースであり、申請日において措置解除から1年以上経過するなどして申請者の状況確認が困難なケースであった。なお、このような場合には、退所者を対象とする退所者相談支援を受けるものとされているため、市は施設と連携をとり、児童の状況や支援内容について確認していた。

本事案のようなケースでは、退所者居住支援等状況確認書（第2号様式）により申請者の状況等を確認すべきかどうかについて要綱には明記されていないが、市としては文書として確認した内容を残しておく必要がある。この点、令和4年度からは申出書の書式を作成し、申請者の状況等を文書で記録することとしている。

事例2について、対象者の生活環境を整備することに時間を要したことから、施設からの報告が事業完了後に行われたものである。市では、当時庁内会計部門にも確認を取り、退所者居住支援等報告書（第5号様式）も兼ねたものとして退所者居住支援等申請書（第1号様式）を受理し、予算手続を行っていた。

今後は、実施要綱第16条に従い、退所者居住支援等報告書（第5号様式）の提出を受ける必要がある。

事例3については、市において対象者の状況を把握していることはヒアリングにて確認できた。しかし、記載項目が「その他」に該当する場合には、その内容について文書にて記録しておく必要がある。

〔措置の内容〕

事例1の、措置解除後に施設に戻ったケースの退所者居住支援等状況確認書（第2号様式）の提出について、令和4年度からは申出書の書式を作成し、申請者等の状況を文書で確認しています。当該ケースのような状況の場合でも申請者の状況等を確認するよう、令和5年度中に要綱を改正し、明記します。

事例2の、対象者の生活環境を整備することに時間を要したことから退所者居住支援事業等申請書（第1号様式）にて退所者居住支援等報告書を兼ねたことについて、実施要綱第16条に従い、退所者居住支援等報告書（第5号様式）の提出を受け、予算手続きを行っています。

事例3の、対象者の状況が「その他」に該当する児童について、申請書（第1号様式）、状況確認書（第2号様式）及び報告書（第5号様式）への記載が不足していた点については、状況について聞き取り等で把握を行うとともに、文書にて記録しています。

18. ひとり親家庭の生活支援事業

【指摘25】 交付対象者一覧表の記載誤りについて

〔指摘の要旨〕

市は、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、もって、親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、その世帯に属する高校生等の通学に係る費用を助成している。

対象者は、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者または川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成を受けることができるひとり親等である。

助成金の交付については、川崎市ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）が制定され、対象者、助成の基準、助成金の額の算定の方法等が規定されている。

助成金の交付は申請によって行われ、申請者は申請書に定期券の写し等の必要書類を添付して、市に申請する。市は、申請書と添付書類の審査を行い、交付の可否を決定し、交付または不交付を決定してその結果を通知することになっている。

市は、交付対象者を一覧的に管理するため、表計算ソフトを使い一覧表を作成している。一覧表は、交付の都度作成することとしているが、申請対象の生徒の名字に一部記載誤りが発見された。

交付対象は、原則として生徒の親になるため、助成金の支給に影響はなかったが、今後は、一覧表の正確性を確認し、記載誤りのないよう作成する必要がある。

〔措置の内容〕

ひとり親家庭等通学交通費助成事業の一覧表の作成については、職員が申請書の項目を目視で確認し、入力をしていましたが、令和5年3月からオンライン申請が開始

したことに伴い、対象者の名前や住所等の一覧表の項目については、オンライン申請の項目をコピーすることで入力誤りの防止を図りました。

また入力された内容の確認についても、複数の職員のチェックを徹底し、チェック体制の強化を図りました。

19. 子ども・若者支援推進事業

【指摘 26】事業実施計画書の徴取の徹底について

〔指摘の要旨〕

川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱においては、受託者は市に対して、事前に事業実施計画書を提出し、事業終了後に事業実施報告書を提出することを求めているが、令和3年度においては事業実施計画書の提出を受けていなかった。

市によれば、受託者とは事業実施前から打ち合わせを行っていることから、事業実施計画書の提出は受けていないとのことである。しかし、事業実施計画書は、受託者との間で予定する事業の実施方法や頻度等を明確にし、事業開始後においては事業の実施状況等を評価する上での基準の一つになるものであり、明確に文書での提出を受け、事業趣旨等に照らして妥当な内容であることを確認する必要がある。

〔措置の内容〕

令和5年度の事業実施にあたり、受託事業者から事業計画書の提出を受けるよう見直しました。

今後も事業計画書の提出を徹底し、事業の実施方法や頻度等、事業趣旨に照らして妥当な内容であることを事前に確認した上で、その実施状況の確認・評価を行いながら、適切に事業を実施していきます。

19. 子ども・若者支援推進事業

【指摘 27】委託契約約款のカスタマイズの徹底について

〔指摘の要旨〕

令和3年度川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施委託に係る委託契約書には川崎市委託契約約款が添付されている。

同約款第2条においては、受託者に対して、契約締結後7日以内に業務日程表を作成し、市に提出することを求めているが、本件委託契約の内容から、当該業務日程表は事業実施計画書に相当するものと考えられる。

また、委託料については概算払いするものとして、令和3年6月14日に6,470,446円が受託者に支払われているが、委託代金の支払を定める同約款第15条においては、委託業務に係る業務完了届の提出後に行われる業務内容の検査合格後に支払う旨が記載されている。加えて、確定した債務として支払うものではないことから同約款第17条に定める前払金ではない。

いずれも契約条項には定めがない項目であり、約款がこれを補完しているものの、現状、委託業務の実態と約款との間で齟齬が生じている状況にある。これらは、市の委託契約に係る標準約款を対象委託契約の実態に照らしてカスタマイズすることが十分でなかったことによるものである。

したがって、今後、契約締結に際して、委託契約書に添付する約款のカスタマイズを徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

令和5年度の事業実施にあたり、委託業務の実態に合わせて契約約款を見直しました。また、再発防止のため、委託業務に関するチェックリストを作成し、発注時に確認を行うことによりチェック体制の強化を図りました。本委託事業に限らず、各委託業務の内容を踏まえ、必要に応じた標準約款のカスタマイズの徹底に努めます。

21. 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業

【指摘 28】通訳・翻訳ボランティア協力者報告書の記載の徹底について

〔指摘の要旨〕

通訳・翻訳を行うボランティア協力者については、令和3年度川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施委託仕様書（以下、「仕様書」という。）において、川崎区長に報告しなければならないとされている。

しかし、川崎区子ども支援機関・通訳翻訳支援事業実施報告書（以下、「実施報告書」という。）と通訳・翻訳ボランティア協力者報告書（以下、「協力者報告書」という。）を比較したところ、表67のとおり、協力者報告書に記載のない協力者が通訳・翻訳を実施していた案件が見受けられた。

仕様書では、協力者に変動があった場合もその都度報告することとされていることから、市は、指定事業者に対して、協力者を漏れがないように報告するよう指導することで、協力者報告書の記載を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘をいただいた措置として、従事した全協力者に「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を提出するよう整理を行いました。従来、報告をいただいていた「通訳・翻訳ボランティア協力者報告書」で協力者を把握し、管理をしていましたが、「誓約書」で協力者を把握できるため、「報告書」については、提出を求めないこととし、仕様書からは削除しました。よって詳細な措置内容は次のとおりになります。

「通訳・翻訳ボランティア協力者報告書」は、これまで主に本業務の「事業実施状況報告書」における協力者氏名欄の突合のために用いていました。通訳・翻訳業務に従事した全協力者に「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を提出するよう指定事業者を求めることで、「事業実施状況報告書」との突合が可能となりました。よって、「通訳・翻訳ボランティア協力者報告書」については指定事業者が適正に管理し、運用できれば良いものであるため、川崎区長に報告を要しないこととして、令和5年4月1日に仕様書を改正しました。

21. 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業

【指摘 29】個人情報の適切な取扱いに関する誓約書の提出の徹底について

〔指摘の要旨〕

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項第5条第2項の規定により、受注者は、通訳・翻訳の従事者に対し、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければ

ばならない。そのため、受注者は、秘密保持等に関する誓約書として、「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を提出させている。

しかし、実施報告書を閲覧したところ、「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を提出していない従事者が見受けられた。

通訳支援では、子どもの発達に関する相談など、個人情報を取扱う機会も多いことから、秘密保持等についてはより慎重な対応が求められる。

したがって、市は、受注者に対して、仕様書に従い、「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」の提出に漏れがないよう指導することで、提出を徹底させる必要がある。

【措置の内容】

提出された「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を基に協力者リストを作成し、毎月提出される事業実施報告書に記載されている協力者氏名との突合を行っている。協力者リストに該当しない協力者が従事した場合は指定事業者に連絡し、「誓約書」を提出するよう指示を行っています。よって詳細な措置内容は次のとおりになります。

「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」については、従来通り年度当初の提出を求め、誓約書を提出していないものが本業務に従事する場合は、その都度、提出するよう指定事業者に指導を行いました。併せて、確認漏れを防ぐため、提出された「誓約書」を基に年度ごとの協力者リストを作成し、毎月提出される「事業実施報告書」に記載されている協力者氏名との突合を行い、記載のない協力者が見受けられた場合には、指定事業者への確認を行い、提出に漏れがないよう指導を行っています。

令和4年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

総論

【意見1】就学前児童人口の将来推計と教育・保育の量の見込みについて

〔意見の要旨〕

子ども・子育て支援法第61条の規定により川崎市は、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」を定めている。各事業の量の見込みについて、令和4年3月に策定されたプラン4では、就学前推計児童数を踏まえて、内閣府が示している量の見込みの算出についての考え方や、事業の利用状況等をもとに算出している。

平成29年度から令和3年度までの状況を見ると、平成29年度は実際の児童数が就学前児童の将来人口推計による推計児童数を上回っているが、平成30年度から令和3年度までは実際の児童数が推計児童数を下回っている。

令和4年2月に市が公表した「川崎市総合計画 第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」によると、川崎市の人口は、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗と周辺地域への波及効果により、引き続き、当面増加傾向を示すことが想定され、令和12(2030)年頃に約160.5万人となりピークを迎え、以降、自然減が社会増を上回るかたちで人口減少への転換が想定されるとしている。

表8は、プラン4等で示されている令和4年度から8年度までの推計児童数の推移である。

近年の実際の児童数が推計児童数を下回っている状況を踏まえると、量の見込みを必要以上に多く設定することがないよう留意する必要がある。

また、行政区により年少人口の状況に違いがあることを踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するにあたって、需要に対して供給が過剰とならないように、あるいは、需要に対して十分な供給が行えるように、各行政区の状況に十分に留意して対応していく必要がある。

〔措置の内容〕

令和4年6月に策定された、国の「少子化社会対策白書」によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、婚姻件数及び妊娠届出数、出生数については減少傾向にあり、生活環境が変化する中で、感染拡大前と比べると、20歳から30歳代では「生活の維持、年収」、「結婚、家族」等の不安が増加している傾向が示されており、本市におきましても、婚姻件数及び出生数の減少については、同様の状況にあるところであり、これらの要因を推計時に見込むことが困難であったこともあり、近年の実際の児童数が推計児童数を下回っているところがございます。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、保育所等の入所申請状況といった各区の状況を踏まえ、認可保育所の新設などの確保方策に取り組んでいます。

また、就学前児童の将来人口推計と教育・保育の量の見込みについては、令和6(2024)年度中に国が定めた計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行うと

もに、近年の就学前児童数の動向から、就学前児童の将来人口を推計し、需要に対して供給が過剰とならず、十分な供給が行えるように、各行政区の状況に留意して量の見込みを設定していきます。

また、本年6月に国が示した「こども未来戦略方針」におきましては、「待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと」や、「親の就業形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様な支援ニーズにはよりきめ細かい対応をしていくこと」等が示されておりますので、国の動向を注視しながら、取り組みを進めてまいります。

総論

【意見2】定員充足率について

〔指摘の要旨〕

表16は、保育所等関連状況取りまとめに基づいた政令指定都市の平成24年度と令和4年度の保育所利用定員数と、保育所利用児童数を保育所利用定員数で除して算出した定員充足率を記載したものであり、令和4年度の定員充足率が高い団体順に記載している。また、定員充足率の減少率と減少率の順位を記載している。

全ての政令指定都市で定員充足率が低下している。そのなかで令和4年度の定員充足率が最も高いのは熊本市で、川崎市が熊本市に次いでいる。

定員充足率の減少率が最も大きいのは浜松市、川崎市は19番目である。

川崎市は、定員充足率は高く、定員充足率の減少率もそれほど大きくない。

今後も保育ニーズの高まりに伴い利用児童数は増加していくものと考えられるが、年少人口が減少している行政区もあり、また、地域により定員充足率に違いが生じる可能性はある。

市においては、定員充足率についてより一層留意していくことが望ましい。

〔措置の内容〕

定員充足率の低下は、事業者が保育所を運営するに当たり交付される委託費にも影響を与え、結果的に保育所の運営が不安定になる可能性を念頭に置き、本市内全域を通して、保育所が適切な運用をされるよう、定員充足率については、より一層留意し、変動に応じたきめ細やかな対策を講じてまいります。

また、保育所の運営が不安定になることから、これまで原則4月1日に実施していた定員変更を、期中の定員変更を行えることとし、対応を変更しました。

総論

【意見3】子育て支援に関するニーズの把握について

〔意見の要旨〕

図26～図29で示したとおり、川崎市は待機児童の解消のため、保育所の整備を進め、保育所数、保育所利用定員を増加させてきた。このため、待機児童数は年々減少しており、令和3年度と4年度は待機児童数ゼロを達成している。

今後の保育需要の動向にもよるが、昨今の需要動向からすると、今後の子育て支援

施策は、保育所等の施設整備から施設の有効活用へとシフトしていくことが求められると考える。

限りある財源の中で、効率的・効果的に子育て支援施策を推進するためには、子ども子育てに関する行政サービスの現在の利用状況や子育て家庭の利用希望を把握するなど、ニーズを的確にとらえる必要がある。ニーズを的確にとらえるためには、第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランの基本的な視点4に「すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する」とあるように、“すべて”の子育て家庭を対象とする必要がある。

“すべて”の子育て家庭ということは、保育所等の施設利用者だけでなく、保育所等に通っていない小学校就学前の子ども（いわゆる「未就園児」）のいる家庭も含む必要がある。経済的困窮や外国籍で入所手続きが分からないなどの理由により未就園児となっている場合、育児で困難を抱える可能性が高まる。

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランにおいても、市が令和2年11月に実施した「川崎市子ども・若者調査」の分析結果として、「保育所等に子どもを預けていない人ほど、近所の人との交流がなく、近所の人との交流がない人ほど、子育てに関する心配ごとや悩みごとがあると回答した割合が高いことから、地域から孤立し一人で悩みを抱え込んで子育てをしている状況が推察されます。」と記載されている。

育児で困難を抱え、家庭で親子が孤立すれば、虐待などのリスクが高まる懸念があることから、今後は、行政サービスが届いていない子育て家庭にいかに行政サービスを提供するかが重要となる。

したがって、すべての家庭が安心して子育てができる環境を整備していくためには、特に、未就園児のいる家庭の子育て支援に関するニーズを的確に把握する必要がある。

〔措置の内容〕

令和4年6月に策定された、国の「少子化社会対策白書」によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、婚姻件数及び妊娠届出数、出生数については減少傾向にあり、生活環境が変化する中で、感染拡大前と比べると、20歳から30歳代では「生活の維持、年収」、「結婚、家族」等の不安が増加している傾向が示されており、本市におきましても、婚姻件数及び出生数の減少については、同様の状況にあるところであり、これらの要因を推計時に見込むことが困難であったこともあり、近年の実際の児童数が推計児童数を下回っているところがございます。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、保育所等の入所申請状況といった各区の状況を踏まえ、認可保育所の新設などの確保方策に取り組んでいます。

また、就学前児童の将来人口推計と教育・保育の量の見込みについては、令和6(2024)年度中に国が定めた計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行うとともに、近年の就学前児童数の動向から、就学前児童の将来人口を推計し、需要に対して供給が過剰とならず、十分な供給が行えるように、各行政区の状況に留意して量の見込みを設定していきます。

また、本年6月に国が示した「こども未来戦略方針」におきましては、「待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点

を移すこと」や、「親の就業形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様な支援ニーズにはよりきめ細かい対応をしていくこと」等が示されておりますので、国の動向を注視しながら、取り組みを進めてまいります。

総論

【意見 4】 幼稚園への対応について

〔意見の要旨〕

市においては、行政区により多少の違いはあるが、他市よりも幼稚園在園者の減少や幼稚園の規模の縮小が大きく進んでいる状況ではないと推察する。しかしながら、今後、年少人口の減少や、保育ニーズの高まりが進めば、幼稚園のあり方やサービス内容の見直しが必要となることが考えられる。

市においては、幼稚園について、現状では現在の施策を大きく見直す必要はないと考えるが、市の幼稚園を取り巻く状況の変化の把握には十分に留意していくことが望ましい。

〔措置の内容〕

幼稚園は、地域に根差した教育施設として、子ども一人ひとりの発達に応じて、環境を通して生きる力の基礎を育み、小学校教育へ円滑に繋げる幼児教育を実践するなど、子どもの健やかな成長を支えています。

幼稚園児数につきましては、他都市に比べると減少傾向は緩やかではございますが、引き続き多様な教育・保育ニーズに対応するため、平日及び土曜日の預かりの長時間化や夏休み期間等の預かり通年化を行う幼稚園型一時預かり事業を推進するとともに、認定こども園への移行を支援してまいります。

また、幼稚園への指導監督権限や私学助成幼稚園の運営等に関する補助金を執行している神奈川県の動向にも注視していく必要があるものと考えております。

総論

【意見 5】 児童相談所の状況について

〔指摘の要旨〕

川崎市は、相談件数の増加率が高いことが特徴となっている。また、川崎市の児童相談所の相談内容は、全国平均と比較すると養護相談の割合が高いことも特徴の一つである。

令和 2 年度の児童虐待相談の対応件数は横浜市が最も多く、川崎市は 4 番目で 23 団体の中で比較的が多い。平成 22 年度の児童虐待相談の対応件数と比較すると令和 2 年度の児童虐待相談の対応件数は 3 倍強に増加しているが、他市も大きく増加しており、増加率は 23 団体中 9 番目である。

令和 2 年度の年少人口に対する児童虐待相談の対応件数の割合は堺市が最も高く、川崎市は 4 番目だが、平成 22 年度と比較するとその割合は上昇している。

23 団体の児童相談所の相談件数や児童虐待相談の対応件数は増加傾向にある。このことは川崎市も同様であり、児童相談所の機能・体制の強化については、今後も対応

していく必要がある。

〔措置の内容〕

児童相談所の機能・体制の強化については、児童相談所において初期対応チームの充実強化に向けた取組を推進するとともに、効率的・効果的な業務執行体制の検討を進めていきます。

1. 地域子育て支援事業

【意見 6】子育て支援員研修の受講状況の改善について

〔指摘の要旨〕

国からの通知に基づき、神奈川県では子育て支援員を養成することとし、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の共同事業として、平成 28 年度から「子育て支援員研修」を委託により実施している。令和 3 年度委託契約の契約金額は 41,343 千円であり、このうち川崎市は 7,409 千円を負担している。

子育て支援員研修の対象者は、年齢や保有資格による制限はなく、県内に在住、在勤、在学で子育て支援分野に従事している者や従事することを希望する者であり、研修受講料は無料である。

令和 3 年度の申込者、受講決定者及び欠席者の状況は表 31 のとおりである。例年、申込者が定員を超えたコースについては、受講者は抽選により決定されており、希望者全員が受講できるわけではない。令和 3 年度においても、申込者のうち受講できなかった者が、基本研修・専門研修で 1,892 人（申込者の約 61%）、現任研修で 251 人（申込者の約 51%）と多くいる。一方、表 31 のとおり、受講決定者のうち欠席者が、基本研修・専門研修で 110 人（受講決定者の約 9%）、現任研修で 61 人（受講決定者の約 25%）と多い状況である。

このように、多くの希望者が受講できない一方で、多くの欠席者が出ている状況は、令和 3 年度に限ったことではない。そのため、5 県市の間で対応を協議し、オンラインで一定期間受講できるようにしたり、受講者枠の増加を検討したりしているとのことである。

しかし、これらの対応によっては、県や各市の負担額が増加することにも繋がることから、まずは、受講決定者に対して多くの希望者が受講できない現状を理解してもらうことが重要であると考えます。したがって、例えば、欠席をした場合には次回の受講ができなくなるようにするなどの提案を、共同事業者である県及び他市にすることを検討する必要があります。

〔措置の内容〕

欠席者は次回の受講を不可にする等の対応について、県及び他市への提案を行いました。やむを得ない理由で欠席される方もいるため、広く受講者を募っている本研修の趣旨に反することとなり難しいとの結論に至りました。ただし、研修案内において、無断欠席した場合は次回の受講決定に影響することがある旨の記載は引き続き行っていきます。

また、受講が決定した場合は確実に研修を受けていただくことが重要なため、受講決定者への送付文において、やむを得ない事情を除き急なキャンセルはしないよう、

記載することといたしました。さらに、それでもやむを得ず欠席される方の枠を有効に活用するため、各コース定員より5名多く受講決定するようにしました。

1. 地域子育て支援事業

【意見 7】 地域子育て支援事業（こども文化センター活用型）の契約方法の効率化について

〔意見の要旨〕

地域子育て支援事業（こども文化センター活用型）は、市の指定するこども文化センター（26 か所）を活用し、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、その他の援助を行う事業である。

当該事業の運営については、毎年度、公募型プロポーザル方式による随意契約によって運営者を選定、委託契約を締結している。

当該事業を運営可能な者は、各地域における特徴や利用者ニーズを熟知した団体に限られると考えるが、令和3年度の1センターあたりの契約金額（2,318千円）の大きさを考慮すると、毎年度応募し提案書を作成するのは、事業者の負担となっている可能性がある。また、近年は1センターにつき1団体からの応募であることを考慮すると、市にとっても契約事務の負担軽減の余地があると考えられる。

したがって、運営者の意見等も参考にして、例えば、債務負担行為により契約期間を複数年にすることや、公募型プロポーザルを毎年度ではなく複数年に1回行い事業者を決定し、公募型プロポーザルを行わない年度は当該事業者と特命随意契約を行うことなど、事務負担の軽減に向けた効率的な契約方法を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

地域子育て支援事業（こども文化センター活用型）の契約方法については、令和5年度から契約期間を2年間とし、公募型プロポーザル方式による随意契約にて契約を行いました。

1. 地域子育て支援事業

【意見 8】 在日外国人母子保健サービス事業の見直しについて

〔意見の要旨〕

母子保健地域包括支援事業費は、「すくすく子育てボランティア事業」、「子育てグループ育成事業」及び「在日外国人母子保健サービス事業」からなっているが、その中でも「在日外国人母子保健サービス事業」については、表32のとおり、最近の利用状況が芳しくない。

在日外国人母子保健サービス事業は、外国籍母子等で日本語が不自由な場合でも母子保健サービスを受けられるようにするために、家庭訪問や乳幼児健康診査等の際に通訳ボランティアを派遣するものである。

しかし、表32のとおり、特に平成30年を境に急激に通訳の派遣にかかる要望が減少している。理由は様々なものが考えられるが、一つには携帯電話のアプリなどを含む翻訳機器がかなりの精度で発達しており、これを用いれば、通訳を呼ばずともおおよその手続に支障を来さなくなってきたことが考えられる。また、予め情報収集をせ

ずに当日区役所等に来所する方も多く、それから通訳の派遣を依頼するのは時間的に難しく、翻訳機器の精度向上と相まって、結果的に在日外国人母子保健サービス事業の使い勝手が悪いということになった可能性がある。

在日外国人母子保健サービス事業については、この通訳派遣というシステムをしばらく残すことに異論はないが、急激に利用状況が減少していることは看過できない。

したがって、サービスの使い勝手に問題がないかについて検証を行うとともに、その検証結果を踏まえ、事業の廃止を含め、事業のあり方を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

在日外国人母子保健サービス事業については、各区役所等に設置しているタブレットによる電話・オンライン通訳や来所者自身の通訳アプリを活用され、通訳ボランティアの派遣が求められなくなってきていると分析しています。

令和5年度は、実施状況を精査し、令和6年度に向けて事業の廃止も含めて検討していきます。

2. 児童手当支給事業

【意見9】前渡金精算事務の改善について

〔意見の要旨〕

表34は事務手続が遅延した理由を会計管理者に説明するために作成された理由書であり、前渡金精算書に添付されたものである。

理由書には、前渡金精算事務が遅延した原因として、過去に過大戻入を2件行っていたことにより、前渡金出納簿には残高があるが実際の通帳には残高がなかったため、精算ができなかったと記載されている。また、再発防止策として、異なる手当は別々の銀行口座で管理することが記載されている。

確かに、複数の手当を単一の銀行口座で管理している場合には、一時的に複数の残高が混在して口座に残り、別の手当として前渡した残高を誤って振り替えてしまう可能性はある。しかし、前渡金の振替を誤る原因は、根本的には、それぞれの前渡金の帳簿残高と実際の通帳の預金残高の一致を確認できていないところにある。

したがって、例えば、前渡金の精算時に、常に前渡金の帳簿残高と実際の通帳の預金残高の一致を複数人で確認するなど、事務手続を改善する必要がある。

〔措置の内容〕

前渡金口座の管理については、各事業ごとに前渡金の帳簿残高と実際の通帳の預金残高について誤りが無いことを担当職員及び係長が、支払の都度確認するようにし、チェック体制の強化を図りました。

2. 児童手当支給事業

【意見10】現金書留による支払方式の明確化について

〔意見の要旨〕

児童手当の支払いは、原則として銀行口座振替方式とし、銀行口座を利用できない等やむをえない理由がある場合には、指定金融機関での現金払とすることとされている（川崎市児童手当事務取扱要綱第11条）。

一方、子育て世帯生活支援特別給付金の支給は、原則として手当支給口座振込方式とし、やむを得ない事情がある場合には、現金受領方式（市が現金を交付することによる支給方式）により支給を行うことができるとされている（川崎市子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）支給事業実施要綱第6条）。

このとおり、規程上、児童手当と子育て世帯生活支援特別給付金の支払方式には違いがあり、児童手当については、市が現金を交付することによる支払い、つまり現金書留による支払方式が定められていない。

しかし、銀行口座を利用できない事情がある場合に、指定金融機関での現金払は実務的ではないことから、令和3年度は、延べ14名に児童手当895,000円を現金書留により支払っているのが実情である。

したがって、川崎市子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）支給事業実施要綱と同様に、川崎市児童手当事務取扱要綱においても、現金受領方式（市が現金を交付することによる支給方式）について明記した上で、現金書留による手当の支払いを行う必要がある。

〔措置の内容〕

児童手当の現金書留による手当の支払いについては、令和5年4月1日付で川崎市児童手当事務取扱要綱を改正し、現金受領方式について明記しました。

6. 認可外保育施設支援事業

【意見11】 病児保育事業従事者に対する研修の実施検討について

〔意見の要旨〕

国の「病児保育事業実施要綱」において、病児保育事業に従事する職員については、下記のとおり、病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めることとされている。

また、当該研修の実施主体については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添5「病児・病後児保育研修事業実施要綱」において、下記のとおり、示されている。

しかし、市は病児・病後児保育研修を実施していない。

したがって、保育者の資質を高めるためにも、病児保育に従事する職員を対象とした現任研修を実施することを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

研修の実施方法について検討を実施しました。川崎市単独で実施するには、網羅的に対応可能な委託先の確保や全事業者が出席可能な日程の確保等課題があり困難な状況です。しかし、他都市で公開している研修動画等を活用する等、既存の資源を活用しての職員研修の実施について検討を行い施設職員の質向上に努めます。

7. 幼児教育推進事業

【意見12】 補助金実績報告書等の確認作業の効率化について

〔意見の要旨〕

川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱第 12 条によると、幼稚園協会は補助事業が完了したときは、川崎市幼稚園協会事業補助金実績報告書に事業報告書や収支決算書等を添付して市長に提出しなければならないことになっている。事業報告書や収支決算書を添付資料としているのは、市から交付された補助金が交付目的に従って使用され、それが適切に収支決算書に計上されていること、言い換えると、補助金が目的外の事業や幼稚園協会自体を運営するための費用には使用されていないということを確認するためである。

この点に関し、令和 3 年度の補助金に関する幼稚園協会からの提出資料を確認した。市によると、実績報告書及び事業報告書の金額に一部誤りがあったため、幼稚園協会に修正依頼を行いこれらは修正された。しかし、収支決算書の受取補助金の金額の修正が漏れていたため、今後、収支決算書についても修正させ、実績報告書及び事業報告書との整合性をはかるとのことである。

なお、幼稚園協会では、各事業費の明細から費用を集計して財源充当表を作成し、それに基づいて補助金実績報告書、事業報告書及び収支決算書への組替・作成作業を行っている。これらの作業は主にワードファイルやエクセルシートへの手入力によって行われているため、入力誤りや集計誤りが発生しやすい。また、財源充当表が正確に作成されているか否かを市が確認する作業にも手間がかかっている。

したがって、例えば、事業報告書のフォーマットを変更して財源充当表も兼ねるようにするなどして、より効率的かつ正確に必要なデータが作成できるようにするとともに、データ間の整合性の確認も容易にできるように工夫する必要がある。

〔措置の内容〕

川崎市幼稚園協会が作成する事業報告書、収支決算書等のより正確かつ効率的なデータ作成及び確認に向けて、データ間において関数を用いるなど、各書類ごとの整合が図られるよう令和 5 年度実績報告分から実施します。

8. 保育士確保対策事業

【意見 13】 マッチング件数の増加に向けた取組の継続的推進について

〔意見の要旨〕

表 36 のとおり、就職相談会や試験対策講座等の参加者数は、令和 2 年度以降は 3,000 人を超えている。これは、対面式に代えてオンラインで参加できるようにしたことに加え、広報活動を強化したことが要因と考えられる。

広報活動に関しては、各事業の参加者に対するアンケートの回答や委託業者の調査結果等に基づいて効果的と考えられる手法を検討、採用している。また、無料で受講できる試験対策講座は受講生から高い評価を得ている。

一方、マッチング件数は減少傾向にあり、各種事業の参加者数の増加がマッチング件数の増加につながっていない。これは、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面式の就職相談会の減少、保育所見学バスツアーの中止、保育士養成校連携事業の一部凍結等が主な要因と考えられる。

令和 4 年度は、行動制限が緩和・解除され社会経済活動が回復しつつあることから、保育士養成校と連携した学生への説明会（保育士や保育士資格取得に関する支援事業

の周知を含む) や近隣自治体への訪問等を通して連携を強化し、マッチング件数の増加に向けて取り組んでいる。

引き続き、マッチング件数の増加に向けた取組を進める必要がある。

〔措置の内容〕

令和4年度の保育士確保事業につきましては、保育士養成施設や近隣自治体・ハロワーク等との連携を深めたことによる新規事業の展開や凍結事業の一部再開を実現したため、参加者数、マッチング数ともに令和3年度から増加し、参加者数は3,133人、マッチング件数は4,031件と目標値を超える高い水準となり、増加を達成しました。

また、一般向けの対面式就職相談会につきましても、実施回数増等の対応により、参加者数は令和3年度から増加したところです。引き続き広報の見直し等により、参加者数・マッチング数の増加に向けて改善に努めます。

今後も、市民からの需要が高い無料の保育士試験対策講座を引き続き実施するほか、就職・復職支援研修や修学資金貸付、資格取得支援事業、高校生向け事業等も併せて実施し、保育士確保の取組を進めてまいります。

9. 保育料対策事業

【意見14】 保育所等案内サイトの今後の運用方法等の検討について

〔意見の要旨〕

保育対策課では、令和3年度に国の地方創生臨時交付金を活用して市内にある708の保育所等の様子を紹介する動画サイト「川崎市保護者向け認可保育所等案内サイト」を10,494千円で制作した。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、保育所等の入所を希望する保護者等が保育所等の見学を十分にできない状況に配慮して制作されたものである。本案内サイトは、市内の保育所等の位置を一覧できる形で地図上に示すとともに、各施設の特徴をキーワードで表示していることから、視覚的にわかりやすく、令和4年4月から令和4年7月までの月間の平均アクセス数は、6,000回を超えている。ただし、保育所等によって掲載されている情報量に差があり、今後、保育所等の協力を得て内容を充実させていく必要がある。

一方、幸区及び高津区でも区役所費により保育所等の紹介動画を制作している。例えば、高津区では、新型コロナウイルス感染症が発生する以前から、保育所等の紹介動画を制作しており、市民や区内の保育所等の間で広く認知され、令和3年度の年間のアクセス数は16,914回であった。また、毎年度、新設の保育所等の動画制作及び公開されている情報を更新する必要があるかを確認して計画的に動画更新を行っている。令和3年度の動画の新規制作・更新に関する委託料は647千円であった。

上記の状況を考慮すると、保育対策課と幸区及び高津区のサイトについて、効果や業務が重複している部分もある。したがって、サイトを統合することも含め、どのように運用、維持管理をしていくかを保育対策課と幸区及び高津区で議論し検討する必要がある。

〔措置の内容〕

保育対策課と各区役所児童家庭課において、それぞれのサイトの狙いや効果について次のとおり整理を行いました。

- ・ 保育対策課で管理運用する「川崎市保護者向け認可保育所等案内サイト」については、施設の概要説明や、自宅付近等にどういった施設があるかといった一般的な御案内を主としており、園からの希望に応じて、スライド形式で保育の様子等がわかる資料を掲載します。
- ・ 幸区及び高津区で作成している各保育所等の紹介動画については、園ごとの保育方針、行事の内容、設備の紹介、施設長のコメントなど、保護者が自分に合った園を探すためのツールとして活用いただくため、より詳細な情報を提供します。今後も、こども未来局と各区役所とが緊密に連携しながら、それぞれで重複している業務等については適宜見直しを図るなど、効率的な事務執行に努めていきます。

10. 妊婦・乳幼児健康診査事業

【意見 15】 5 歳児健康診査の促進について

〔意見の要旨〕

表 37 のとおり、5 歳児健康診査の受診率が、3 か月児健康診査や 7 か月児健康診査と比較して低くなっている。その理由として、5 歳になると多くの児童が幼稚園や保育園に所属しており、それぞれの園で入園前あるいは入園後の健康診査があることから、市が実施する健康診査と重複していると考えられる保護者がいることが考えられる。また、多くの保護者が、育児休業期間を終え従前の仕事に復職していたり、新規に就労等を始めたりして多忙となっていることから、幼稚園や保育園の健康診査で十分と判断してしまっていることも考えられる。

しかし、幼稚園や保育園が実施する健康診査と市が実施する健康診査は、その目的や役割が異なる部分がある。具体的には、前者は、主に運動機能や言葉の発育など、どちらかといえば、集団生活に支障がないかといった視点に重点が置かれたものが多い。一方、後者は、一般的な疾病予防はもとより、放置されがちな慢性的な疾病の早期発見・早期治療が目的となっており、加えて、子育ての状況等についても小児科医が問診・指導することで児童虐待等を未然に防ぐという、子育て支援の一環としての役割もある。

このような健康診査の目的や役割の違いを踏まえると、市が実施する 5 歳児健康診査については、可能な限り対象者に受診してもらうことが望ましいと考える。

したがって、市は、対象となる 5 歳児の保護者や幼稚園及び保育園等に協力を促すなどして、5 歳児健康診査の受診率の向上を図る必要がある。

〔措置の内容〕

5 歳児健康診査は、多忙な世帯が多く、受診忘れも多くみられます。健診票の御案内に受診の必要性や相談機関の案内を行い、保護者に対する啓発を行っていきます。また、保育園、幼稚園、医師会等の関係機関に協力を頂きながら、対象児の保護者が忘れずに 5 歳児健康診査をうけられるように勧奨を行っていきます。

11. 青少年活動推進事業

【意見 16】 履行期限及び完了検査実施日の見直しについて

〔意見の要旨〕

成人式（成人の日を祝うつどい）の会場である川崎市とどろきアリーナ周辺では交通渋滞の発生が予想されることから、市は、交通渋滞告知看板の製作及び設置・撤去業務を委託している。

受託業者の見積書によると、工期期限は成人式（成人の日を祝うつどい）開催日の翌日である令和4年1月11日となっていた。これは、開催終了後、遅くとも翌日には交通渋滞告知看板を撤去して、受託業務を完了することを意図していると考えられる。

しかし、請書の履行期限は令和4年1月31日となっていた。この履行期限が起因したか否かは不明であるが、業務完了届の完了年月日は令和4年1月31日となっており、委託業務の完了検査は令和4年2月1日に行われていた。

交通渋滞告知看板の実際の撤去完了日は不明であるが、こうした看板は悪天候など特段の事情が無い限り、本来は行事終了後ただちに撤去せねばならないと考える。

したがって、委託業務の性質を十分に考慮した上で、請書の履行期限及び完了検査の実施日を見直す必要がある。

〔措置の内容〕

令和4年度に実施した「令和5年二十歳を祝うつどい」における当該契約では、履行期限を式典翌日である1月10日に設定し、同日付けで業務完了届を受領し、同日検査確認を行いました。

今後も、委託契約の締結にあたっては、業務内容を踏まえて適切な履行期限を設定するように努めます。

12. こども文化センター運営事業

【意見 17】 AED の点検内容等の明示について

〔意見の要旨〕

市は、全ての地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進している。

その中でこども文化センターを「地域包括ケアシステム」における一つの地域資源と捉え、こども文化センターの指定管理者に対し、下記のとおり、施設の維持管理に関する業務として、自動体外式除細動器（AED）に関することを含めている。

しかし、AED の点検について、指定管理仕様書には「点検担当者を指定して日常点検を実施し」としか示されていないため、点検内容や頻度などは、指定管理者に裁量を委ねていると考えざるを得ない。実際、指定管理者の事業報告書を閲覧したところ、その点検状況は様々であった。

AED は突然の心停止を起こして倒れた方に対して、音声指示のとおりにより作動させることにより、救急車が到着するまでの応急措置として救命活動を行うことができる重要な機器である。そのため、こども文化センター利用者のみならず、近隣住民のもの事態に備え、AED の点検は毎日実施し、常に万全の状態にしておく必要がある。

したがって、例えば、「毎日、インジケータの表示が正常であることを確認する。」や「電極パッド及びバッテリーの使用期限に留意し、交換時期には適切に交換する。」といった具体的な点検内容や頻度について、指定管理仕様書に明示する必要がある。

〔措置の内容〕

次期指定期間（R6.4.1～R11.3.31）に係る仕様書に次の事項を記載します。

- ・毎日、インジケータの表示が正常であることを確認すること。
- ・電極パッド及びバッテリーの使用期限に留意し、交換時期には適切に交換すること。

12. こども文化センター運営事業

【意見 18】完成届の早期提出に向けた対応について

〔意見の要旨〕

こども文化センター施設整備に係る請書には、工事の検査期限は完成届を受理した日から工事については14日以内、その他については10日以内と明記されているが、完成届の提出期限については記載されていない。

このため、工事が完成しているにもかかわらず、請負業者からの完成届の提出が遅れ、結果として、完成後1か月近く経過してからの検査実施となった工事が、表39のとおり見受けられた。

仕様書と変わらず完成していることを確認するのが検査の目的である。そのため、検査実施日が完成後1か月近く経過してしまっていると、天候などの影響により完成時の状況と若干変化することも考えられ、適正な検査を実施できない可能性がある。

したがって、市は、請負業者に完成後速やかに完成届を提出させるよう、仕様書に完成届の提出期限を明記するなど、完成届の早期提出に向けた対応を行う必要がある。

〔措置の内容〕

軽易工事仕様書に「工事完了後速やかに軽易工事完成届を提出すること」と明記しました。

仕様書にも明記していますが、今後は工事請負業者と契約したときに工事が完了したら、速やかに軽易工事完成届を提出するように周知し、軽易工事完成届が早期に提出されるように努めます。

13. わくわくプラザ事業

【意見 19】完成届の早期提出に向けた対応について

〔意見の要旨〕

【意見 18】と同様に、工事が完成しているにもかかわらず、請負業者からの完成届の提出が遅れ、結果として、完成後半月近く経過してからの検査実施となった工事が、表40のとおり見受けられた。

仕様書と変わらず完成していることを確認するのが検査の目的である。そのため、検査実施日が完成後半月近く経過してしまっていると、天候などの影響により完成時の状況と若干変化することも考えられ、適正な検査を実施できない可能性がある。

したがって、市は、請負業者に完成後速やかに完成届を提出させるよう、仕様書に完成届の提出期限を明記するなど、完成届の早期提出に向けた対応を行う必要がある。

〔措置の内容〕

軽易工事仕様書に「工事完了後速やかに軽易工事完成届を提出すること」と明記しました。

仕様書にも明記していますが、今後は工事請負業者と契約したときに工事が完了し

たら、速やかに軽易工事完成届を提出するように周知し、軽易工事完成届が早期に提出されるように努めます。

14. 青少年教育施設の管理運営事業

【意見 20】 AED の点検内容等の明示について

〔意見の要旨〕

【意見 17】と同様に、市は、青少年教育施設（青少年の家、八ヶ岳少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク）の指定管理者に対し、施設の維持管理に関する業務として、自動体外式除細動器（AED）に関することを含めている。

しかし、AED の点検について、指定管理仕様書には「点検担当者を指定して日常点検を実施し」としか示されていないため、点検内容や頻度などは、指定管理者に裁量を委ねていると考えざるを得ない。実際、指定管理者の事業報告書を閲覧したところ、その点検状況は様々であった。

AED は突然の心停止を起こして倒れた方に対して、音声指示のとおりにより作動させることにより、救急車が到着するまでの応急措置として救命活動を行うことができる重要な機器である。そのため、青少年教育施設利用者のみならず、近隣住民のもしもの事態に備え、AED の点検は毎日実施し、常に万全の状態にしておく必要がある。

したがって、例えば、「毎日、インジケータの表示が正常であることを確認する。」や「電極パッド及びバッテリーの使用期限に留意し、交換時期には適切に交換する。」といった具体的な点検内容や頻度について、指定管理仕様書に明示する必要がある。

〔措置の内容〕

次期指定期間（R6. 4. 1～R11. 3. 31）に係る仕様書に次の事項を記載します。

- ・毎日、インジケータの表示が正常であることを確認すること。
- ・電極パッド及びバッテリーの使用期限に留意し、交換時期には適切に交換すること。

15. 児童虐待防止対策事業

【意見 21】 教育相談の実績件数に係る報告基準の統一について

〔意見の要旨〕

令和 3 年度における教育相談の実績件数は、表 41 のとおり全市で 924 件であり、そのうち不登校に関する相談が 624 件と全体の 67%程度を占める。一方、各区分では、川崎区が 508 件と全体の 54%程度を占める一方、年間で 0～20 件程度である区もあるなど、大きな差が生じている。

各区の教育相談の実績件数は、必ずしも人口等に比例するものではないが、保護者等が抱えている教育に関する課題は多様である。幸区、多摩区及び麻生区では、教育相談員に欠員が生じていた期間があったこと等も要因の一つのことであるが、これ程のばらつきが生じることは考えにくい。

市によれば、教育相談に係る実績報告は、実際に教育相談を行っている各区の地域支援課が毎月報告しているものであるが、特に報告に係る基準等は設けていないとのことである。

教育相談の実施方法は各区において差があるが、多くは教育相談単独で開催する形態ではなく、こどもに関する市民からの相談の一環として、その内容に応じて教育相談員が相談に応じる形態が想定される。また、相談内容によっては、教育相談員だけではなく、社会福祉職等の他の専門職員とともに相談に応じることもあり得る。このため、各区の判断によっては、教育相談員が関与した相談を全て相談実績として報告する場合もあれば、教育相談員単独で応じた相談のみを相談実績として報告する場合も想定されるなど、各区の判断の差が教育相談実績の差に大きな影響を与えている可能性が高い。

教育相談の実績件数は、事業の効果や各区における教育相談員の適正配置数等を検討する上でも重要な情報である。

したがって、実績件数の報告に係る統一的な基準等を作成し、各区に周知する必要がある。

〔措置の内容〕

令和5年4月に実施した連絡会において現状の把握と課題の整理を行いました。教育相談の実績件数に係る統一的な考え方について、各区との連絡会等において整理・検討した上で、周知・共有していきます。

15. 児童虐待防止対策事業

【意見 22】教育相談の実績件数に係る集計区分の見直しについて

〔意見の要旨〕

「表 41 令和3年度における教育相談の実績件数」に「不登校」や「登校しぶり」等として示した実績件数の内訳は、市から提示された実績件数のうちで、特に報告件数が多い項目を示したものであり、令和3年度においては、「その他」を含め下記13項目の集計区分が採用されている。

一方、教育相談は学校や教育、いじめや不登校などに関する相談とされているが、「いじめ」に関する相談実績は区分されていない。いじめに関する相談は、不登校や登校しぶりの区分に集計されている可能性が高いが、その後の進展等によっては重大化するおそれもある質的に重要な事案であり、その相談件数等を把握することは、全体的な傾向等を掴むために有用なものとする。

実績件数の報告に係る統一的な基準等を作成するに際しては、いじめに関する相談に限らず、教育相談の趣旨等から適切な集計区分をあらためて検討し、見直す必要がある。

〔措置の内容〕

令和5年4月に実施した連絡会において現状の把握と課題の整理を行いました。教育相談の実績件数に係る統一的な考え方の整理と併せて、「いじめ」に関する相談を含めた適切な集計区分の整理についても検討を進めていきます。

15. 児童虐待防止対策事業

【意見 23】2歳未満の児童の移送方法について

〔意見の要旨〕

ア. 事業等の概要

子育て短期利用事業は、市内の児童養護施設4ヶ所及び乳児院2ヶ所にて行われている。川崎市子育て短期利用事業実施要綱においては、事業の対象者（利用対象者）を、原則として満12歳までの児童としており、このうち、2歳未満を主な対象としている施設は、しゃんぐりらベビーホームと至誠館さくら乳児院の2施設である。

令和元年度から3年度における利用実績は、表43及び表44のとおりであり、特に令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症への対応や利用控え等により利用実績が減少している。

イ. 2歳未満の児童の移送方法について

しゃんぐりらベビーホーム（川崎市幸区、利用対象者：市内在住の0～1歳児）においては、令和2年度以降利用実績がない状況が続いており、令和4年度においても、8月時点まで利用実績はないとのことである。

これは、子育て短期利用事業に利用する居室が、乳児院の措置児童の居室と分離されていないため、新型コロナウイルス感染症への対応から外部利用を大きく制限せざるを得ない状況にあることによる。特に、令和3年度までは、利用にあたり2週間前からの健康観察の実施を求めており、子育て短期利用事業は、保護者の疾病や育児疲れ等も理由に受け入れる事業であることから、この点も利用が控えられている要因の一つと考えられる。

このため、2歳未満の市内在住の児童が短期利用事業を利用する場合、多くは多摩区に設置されている至誠館さくら乳児院の利用を検討することとなるが、至誠館さくら乳児院の2歳未満の利用は、令和2年度にわずかに増加したものの、令和3年度は大きく減少している。

これは、新型コロナウイルス感染症のまん延を受けた利用控え等が大きな要因と考えられ、結果として、しゃんぐりらベビーホームの代替施設として機能したかは不明である。

実施施設への送迎は保護者が行うことが原則であるものの、保護者が希望する場合であって、保護者の心身の状態から、保護者が児童を移送することが困難である場合等、実施施設が必要と認めた場合は、児童の安全性や利用者の負担軽減のため、居宅から実施施設等の間について、職員による児童への付き添いを実施する「移送」が認められている。しかし、令和3年度において、至誠館さくら乳児院における移送の利用実績はない。

必ずしも施設への送迎のみが利用の障害となっているわけではないものの、特に対象施設の少ない2歳未満については、あらためて移送の利用が可能なことの周知を徹底し、施設に対しても移送による対応を促すとともに、状況に応じて、移送とは別に、市が施設への移動手段を確保することの可否を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

令和5年度から「子育てガイドブック」等の広報媒体を活用して、施設職員による児童の送迎が可能な場合がある旨を市民に周知しました。また、施設に対して移

送の対応を促すとともに、移動手段の充実に向けて、施設と協議しながら検討してまいります。

15. 児童虐待防止対策事業

【意見 24】 保護者以外による送迎を認める際の手続のルール化について

〔意見の要旨〕

川崎市子育て短期利用事業実施要綱においては、児童の送迎は、原則その保護者が行うものとされているが、子育て短期利用事業に限らず、各種施設等における児童の送迎においては、保護者以外の祖父母等が行うことも想定されるところである。

市によれば、どこまで保護者以外の送迎を認めるかは各施設の判断に委ねており、特に基準等は示していないとのことであるが、利用者の利便性と児童の安全性の確保の観点から、例えば、保護者以外の送迎を認める者の範囲や、施設への事前連絡や委任状等の提示等といった手続について、全市で統一的にルール化することを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

保護者以外の送迎について、利用者の利便性向上だけでなく、児童の安全性にも配慮しながら、まずは、施設の意見を聞くなど、統一的な運用が可能なのかどうか検討してまいります。

15. 児童虐待防止対策事業

【意見 25】 提出書類の簡素化について

〔意見の要旨〕

子育て短期利用事業の利用にあたっては、保護者から所定の利用料を徴収することが定められているが、その利用料の額については、保護者の所得水準（生活保護世帯、市県民税非課税世帯、その他世帯）に応じた額が定められている。

生活保護世帯及び市県民税非課税世帯の保護者が、子育て短期利用事業を利用するにあたっては、子育て短期利用事業申込書に、そのことを明らかにする書類を添付することを求めていることから、保護者は、市民税・県民税非課税証明書や被保護証明書等を事前に入手して提出する必要がある。

しかし、保護者が市県民税非課税世帯や生活保護世帯に該当するか否かは、市が管理している所得情報等で確認可能である。

子育て短期利用事業の利用申込は、実施施設に対してなされるため、マイナンバーの利用等による情報確認は難しいものとするが、例えば、利用の申込みを受けた実施施設が保護者に証明書等の提出を求めず、市に保護者がいずれの所得区分に該当するか否かを問い合わせる仕組みを構築する等、提出書類の簡素化を図る余地を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

利用料の減免に必要な確認書類について、現行の運用では利用の都度提出を求めていることから、児童の事前登録を導入して利用当日の提出書類を減らす等、保護者の提出書類の簡素化に向けて検討してまいります。

16. 児童相談所運営事業

【意見 26】 児童福祉司及び児童心理司の配置について

〔意見の要旨〕

平成 31 年の児童福祉法等の改正により、児童福祉司の配置数の基準が見直され、各児童相談所の管轄区域の人口 3 万人に 1 人以上を配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じた上乘せ等を行うこととされたところである。また、児童心理司については、児童福祉司 2 人に対して 1 人を配置することが標準とされている。

市においても、児童相談所の機能強化のため、児童福祉司等の社会福祉職の増員等の対応を図ってきたところであるが、表 51 のとおり、配置基準に係る経過措置が終了となる令和 4 年度においても、配置基準を満たせていない。

川崎市は、東京都や横浜市といった児童相談所を配置する他の地方公共団体と隣接するとともに、平成 28 年の児童福祉法改正に伴う特別区における児童相談所設置の動きも加わったこと等により、人材確保の点では厳しい競合関係にある。

このため、量的な面での目標である児童福祉司等の配置基準について、直ちに達成するには大きな課題を抱えているが、基準を満たす児童福祉司等の配置は、虐待をはじめとする様々な問題を抱えた児童に対して適切な対応を図る観点からも望ましいものといえる。

ただし、川崎市総合計画 第 3 期実施計画の策定に向けた将来人口推計においても、令和 12 年頃をピークに人口減少に転じ、生産年齢人口にあつては、令和 7 年頃をピークと推計されている中、社会福祉職に限らず正規職員をどの程度採用するかは重要な問題であり、児童福祉司等の採用についても計画的な対応を図る必要がある。

また、質的な面においても、新たな児童福祉司等を職員として採用できたとしても、虐待をはじめとする様々な問題を抱えた児童に対して適切な対応を図ることが可能となるためには、知識の蓄積とともに十分な経験を積むことが必要である。このため、各児童相談所及び児童家庭支援・虐待対策室においては、様々な研修の実施等にとどまらず、経験豊富な職員を育成するための環境づくりについて、より検討を進める必要がある。

〔措置の内容〕

児童福祉司・児童心理司の配置については、引き続き国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」に沿った体制整備を進めてまいります。併せて、各種研修等による資質向上や人材育成の視点を踏まえたジョブローテーションの推進や働き方改革に向けた取組を推進し、適切な相談・援助活動を実施していきます。また、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加していることから、専門職員の配置に向けた実効性のある人材確保・育成対策について、国に対して要請をしております。

16. 児童相談所運営事業

【意見 27】 会計年度任用職員等の配置について

〔意見の要旨〕

常勤職員だけではなく、こども家庭センター及び中部児童相談所においては、表 52 及び表 53 のとおり、会計年度任用職員や特別職非常勤職員の実配置人数について、定数に対して不足が見られる。特に、こども家庭センターにおいては、令和 4 年度に日中児童指導員及び夜間児童指導員の大幅な増員を図ったものの、定数に見合う人数の採用に至らず、大幅な不足となっている。

会計年度任用職員等の採用に関しても、近隣地方公共団体との競合等の課題があるものと考えられるが、配置人数が不足する場合には、常勤職員が業務を担うこととなる。

このため、職員の負担を軽減するための業務の進め方や職員間の役割分担等の不断の見直しや、会計年度任用職員の雇用の定着を図る施策の検討を引き続き行うとともに、会計年度任用職員の採用についても、採用の障害になっている点を洗い出し、待遇面も含めて対応可能な方策の検討を進める必要がある。

〔措置の内容〕

福祉人材の確保については、人材そのものの不足等を背景として、採用困難の状況が続いております。待遇改善を図ればただちに課題が解消する訳ではありませんが、あらためて業務内容を精査し、職種ごとの報酬の適正化を図ってまいります。また、柔軟な働き方の選択肢を増やすなど、継続して働きやすい勤務条件をととのえることや、職場環境の改善等について関係部署と連携して、見直しに向けた検討を進めてまいります。

16. 児童相談所運営事業

【意見 28】継続的な業務の効率化策の検討について

〔意見の要旨〕

児童相談所の業務は、業務の困難性等とともに、対応すべき事案の増加等により、職員に非常に負荷がかかる職場の一つと考えられる。これを解決する方策の一つは人員の増加であるが、財政的な制約や求人環境等の様々な要因により、必ずしも短期的な解決を図ることが可能なものではない。

このため、不断の業務の見直しによる効率化が、より一層求められるものといえる。例えば、会計や契約等の事務作業に関しても、3ヶ所の各児童相談所共通の事務処理部門設置の適否や、未だ電子化されていない書面での報告/回覧/決裁等の処理の電子化による効率化等といった地道な効率化策についても、継続的に検討を進める必要がある。

〔措置の内容〕

令和 4 年度に事務室等の改修や移転を行い、全児童相談所でフリーアドレスを実施するとともに、決裁や回覧、施設予約管理、スケジュール管理等における電子化をさらに促進しながら業務の効率化に取り組んでいます。

また、庶務・経理事務についても、3 児童相談所間で業務用チャットツール等を活用して事務手順等を随時情報共有することや、令和 5 年度にこども家庭センターに総務課を設置し、庶務・労務・経理事務等の平準化を進めていくための体制を構築したところです。今後も継続的に業務の見直し等を行いながら、業務の効率化に取り組ん

でまいります。

16. 児童相談所運営事業

【意見 29】 リスク分担の明示について

〔意見の要旨〕

川崎市こども家庭センター調理業務委託においては、令和元年度に行った当初入札時においては、それまでの一時保護所の定員である 40 人を基礎として入札を実施したが、表 55 のとおり、令和 2 年度に入り入所児童数が定員を超過する状態が継続したことから、受託者側からの申し出もあり、川崎市こども家庭センター調理業務委託契約第 14 条に基づき、令和 3 年 4 月 1 日に変更契約を締結している。

変更内容は、月額 1,419,000 円であった委託料を月額 1,595,000 円に増額するものである。これは、令和 2 年度における年間を通しての 1 日平均入所者数は 46.2 人であるものの、年度後半においては 50 人を超える入所児童数が継続していたことから、実質的な定員を 60 人と想定した委託料としたものである。

川崎市こども家庭センター調理業務委託契約第 14 条は一般的な契約内容の変更に関する内容を定めたものであるが、一時保護児童数や平均保護日数が増加している状況においては、今後においても、事後的に契約変更が求められる事態が生ずることが想定される。

このように将来において不確実な状況が生じる可能性が高い場合には、契約書等において、市と受託者との間のリスク分担を具体的に明示することが望ましい。

したがって、例えば、入札公告時において、定員等に加えて、直近における延入所日数の状況や推移、提供給食数等といった当該業務の実態をあらゆる情報を提供した上で、契約書等において市と受託者とのリスク分担を明示し、入所者数等の変更に関しては、受託者が管理できるリスクではないため、当初契約時の条件よりも一定割合を超えて変動した場合には契約変更の要否を検討する協議を行うことがある旨を明記すること等を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

令和 5 年 4 月 1 日開始の契約においては、事業候補者募集要領に現在の定員の他、平均入所数や平均入所見込数を明記し、定員を超過する場合があること、業務の見積については定員ではなく平均入所（見込）数で行うこと、大幅な定員超過により調理従事者の配置に影響があるときは協議により経費の調整を行う場合があることについても記載しました。その上で契約書においても保護児童数が想定数を大幅に超過し受託業務に影響がある場合は協議を行うことを明記しました。

16. 児童相談所運営事業

【意見 30】 賄材料の調達事業者との覚書等の締結等について

〔意見の要旨〕

川崎市こども家庭センター調理業務委託で用いる賄材料（給食材料）の調達先は、市が指定する業者（以下、「指定業者」という。）が原則とされている。

こども家庭センターにおいては、表 56 のとおり、賄材料の種別に応じて、6 事業者

を調達先に指定しており、令和3年度においては16,799千円を調達している。

賄材料の調達は、川崎市予算及び決算規則第23条において予算執行伺を省略することができることとされており、日々、献立に応じて発注を行い、納品後に1ヶ月分をまとめて支払いを行っている。このため、事業者との間において契約書や請書等は締結されておらず、当該事業者の選定理由等を記録した文書等も作成されていない。

川崎市予算及び決算規則において認められた方法ではあるものの、年間を通して多いもので4百万円を超える取引規模の事業者もあることから、取引の安定性を確保する上でも、事業者との間において、取引方法や取引条件、発注した賄材料が納品されない場合や品質不良の場合の協議方法等を示した覚書等を締結することを検討する必要がある。

また、現在の事業者は、平成29年10月から継続的に取引を行っているものであり、その際、市内の中小企業であること等を要件として選定されたものとのことであるが、詳細は明確に記録されていない。

事業者選定の妥当性を明確にするため、毎年度、事業者の選定理由を明示した文書にて選定に係る決裁を行う等の手続を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

賄材料の調達について、取引の安定性確保及び事業者選定の妥当性を明確にするため、毎年度、各事業者の選定理由を明示した上で、請書により契約を締結する方式に移行いたします。令和6年度から当該方式へ移行するため、各事業者への丁寧な説明を重ねて理解を得てまいります。

16. 児童相談所運営事業

【意見31】業務従事者に係る経歴書の提出について

〔意見の要旨〕

中部児童相談所に付設されている一時保護所においては、入所している児童に対して食事を提供しており、その調理に関しては、表57のとおり、外部業者への委託により行っている。なお、令和3年度においては、年間で26,808食分の調理が実施されている。

また、同様の契約を締結している川崎市こども家庭センター調理業務委託においては、当初の想定よりも入所者数が増加したことから、令和3年4月1日に変更契約を締結しているが、中部児童相談所においては、令和4年度に一時保護所の改築に伴う移転を予定していたため、令和4年度に移転後の定員に基づく変更契約を締結している。

契約書に添付されている調理業務仕様書においては、受託者は、業務従事者の届出と併せて当該業務従事者の経歴書を市に提出することが定められているが、業務従事者の経歴書の提出を受けていない状態であった。

中部児童相談所によれば、これまで同一の事業者が当該業務を受託し、業務従事者にも変更がなかったことから、3年おきに契約を締結した際にも経歴書の提出を受けていなかったとのことである。

確かに、業務従事者に変更がない場合には既に見知った者であり、新たな情報がな

いことも十分にあり得る。しかし、文書廃棄年限等の関係で、従前に提出を受けた経歴書を廃棄する可能性もある。

したがって、受託者に確認の上で内容に変更がないのであれば、従前に提出を受けた履歴書の写しを新しい年度の簿冊に繰り越す等の対応を図るか、あらためて受託者から経歴書の提出を受ける等の対応を行う必要がある。

〔措置の内容〕

令和5年4月1日開始の契約において、すべての従事者の経歴書の提出を受けました。今後も受託者の変更・継続に係わらず、契約期間ごとにすべての従事者の経歴書の提出を受けることを徹底してまいります。

16. 児童相談所運営事業

【意見 32】 リスク分担の明示について

〔意見の要旨〕

川崎市中部児童相談所調理業務委託においては、令和元年に行った当初入札時においては、それまでの一時保護所の定員である20人を基礎として入札を実施したが、令和4年度に一時保護所の改築に伴う移転を予定していたため、移転後の定員30人を基礎として、川崎市中部児童相談所調理業務委託契約第14条に基づき、令和4年4月1日に変更契約を締結している。

一時保護所の移転に伴い定員は増加したものの、表58のとおり、一時保護を要する児童数は増加しつつあり、新たな定員30人を超過して収容せざるを得ない状況も想定し得る。そのため、川崎市中部児童相談所調理業務委託においても、今後、事後的に契約変更が求められる事態が生ずることが想定されることから、川崎市こども家庭センター調理業務委託と同様、契約書等において、市と受託者との間のリスク分担を具体的に明示することが望ましい。

したがって、例えば、入札公告時において、定員等に加えて、直近における延入所日数の状況や推移、提供給食数等といった当該業務の実態をあらゆる情報を提供した上で、契約書等において市と受託者とのリスク分担を明示し、入所者数等の変更に關しては、受託者が管理できるリスクではないため、当初契約時の条件よりも一定割合を超えて変動した場合には契約変更の可否を検討する協議を行うことがある旨を明記すること等を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

令和5年4月1日開始の契約においては、事業候補者募集要領に現在の定員の他、平均入所数や平均入所見込数を明記し、定員を超過する可能性があること、業務の見積については定員ではなく平均入所（見込）数で行うこと、大幅な定員超過により調理従事者の配置に影響があるときは協議により経費の調整を行う可能性があることについても記載しました。その上で契約書においても保護児童数が想定数を大幅に超過し受託業務に影響がある場合は協議を行うことを明記しました。

16. 児童相談所運営事業

【意見 33】 賄材料の調達事業者との覚書等の締結等について

〔意見の要旨〕

川崎市中部児童相談所調理業務委託で用いる賄材料（給食材料）の調達先は、子ども家庭センターと同様、指定業者が原則とされている。

中部児童相談所においては、表 59 のとおり、賄材料の種別に応じて、5 事業者を調達先に指定しており、令和 3 年度においては 9,527 千円を調達している。

賄材料の調達は、川崎市予算及び決算規則第 23 条において予算執行伺を省略することができることとされており、日々、献立に応じて発注を行い、納品後に 1 ヶ月分をまとめて支払いを行っている。このため、事業者との間において契約書や請書等は締結されておらず、当該事業者の選定理由等を記録した文書等も作成されていない。

川崎市予算及び決算規則において認められた方法ではあるものの、年間を通して多いもので 5 百万円を超える取引規模の事業者もあることから、取引の安定性を確保する上でも、事業者との間において、取引方法や取引条件、発注した賄材料が納品されない場合や品質不良の場合の協議方法等を示した覚書等を締結することを検討する必要がある。

また、現在の事業者は、一部、従前の事業者の廃業により交代した事業者もあるとのことであるが、それ以外は継続的に取引を行っているものである。いずれも市内の中小企業であること等を要件として選定されたものとのことであるが、詳細は明確に記録されていない。

事業者選定の妥当性を明確にするため、毎年度、事業者の選定理由を明示した文書にて選定に係る決裁を行う等の手続を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

賄材料の調達について、取引の安定性確保及び事業者選定の妥当性を明確にするため、毎年度、各事業者の選定理由を明示した上で、請書により契約を締結する方式に移行いたします。令和 6 年度から当該方式へ移行するため、各事業者への丁寧な説明を重ねて理解を得てまいります。

17. 児童養護施設等運営事業

【意見 34】児童福祉施設の計画的な保全の実施について

〔意見の要旨〕

児童福祉施設整備事業費の対象となっている市有の児童福祉施設は表 60 のとおりである。

令和 3 年度における本事業の実績は「(1)事業の概要 ③ 事業費の主な内訳 コ. 児童福祉施設整備事業費」に記載したとおりである。施設の老朽化という点では、母子支援施設ヒルズすえなが、昭和 61 年建築ということもあり、特に進んでいる。それゆえ、令和 3 年度における修繕工事の実績もその多くは、母子支援施設ヒルズすえながにかかるものであったが、これは平成 22 年度以降の全年度の工事内容にも当てはまることである。さらに、市では、今後の数年間においても毎年概ね 5 百万円程度の修繕費を支出して、同施設の維持を図る予定である。

母子支援施設ヒルズすえながは、昭和 61 年の建築であるため昭和 56 年制定の耐震基準は満たしているが、令和 4 年度においてはおおよそ築 36 年が経過している。建物

そのものの寿命は今しばらく保つと考えられるが、生活施設であるため設備によっては利用頻度も多く、老朽化のスピードは相当程度早いことが考えられる。その結果、修繕にかかるコストも嵩んでしまうこととなる。

このような建物で修繕にかかるコストの発生を抑え、合理的な維持運営を行っていく上では、可能な限り早い段階で建替計画を立てることが重要である。建物の建替計画ができることにより、建物の修繕をどのように行うかの指針が得られる。すなわち、修繕の範囲や仕様は存続期間に合わせたものとするところから、効果的かつ計画的な修繕が可能になる。

市では、適切に計画的な保全を行い、施設を良好な状態で使用し続ける「施設の長寿命化」の取組を行っているところである。したがって、母子支援施設ヒルズすえながについて、施設の機能、性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、時間の経過とともに進む劣化の状態を予測した上で、計画的な保全を行う必要がある。

〔措置の内容〕

母子生活支援施設ヒルズすえながについて、年1回以上の電気・空調・給排水等の設備点検を実施するなどの計画的な保全を行い、「施設の長寿命化」の取組を行います。施設の機能、性能の劣化の有無や兆候・状態については適切に把握を行い、劣化等の状態を予測しながら、計画的な保全に努めます。

18. ひとり親家庭の生活支援事業

【意見 35】 助成金支給事務のオンライン化の検討について

〔意見の要旨〕

交付要綱では、助成金申請は申請書により行われ、その様式も整備されている。申請内容は、申請者の住所、氏名、連絡先電話番号、対象となる児童（高校生等）の氏名、住所、学校名、学校の所在地、通学交通機関、金額等、交付に必要な全ての情報のため、申請書の情報を一覧表に転記するだけでもかなりの時間を要する。また、手書きの様式であり、記入漏れや誤字なども散見された。情報に不足があれば市の担当者が電話等で本人に確認し、正しい情報への修正が行われている。添付書類には、定期券の写し、生徒証の写しが必要とされ、その確認も必要になる。

これらの事務負担を軽減し、正確な申請を行うためには申請のオンライン化が必要と考えられる。オンライン化することにより、必須項目や任意の項目などの区分が可能となり、字が判読しづらいことや、フリガナがないことなどのエラーは申請時に防止することが可能となる。

したがって、市職員の事務負担軽減と受給者の申請手続の簡略化を考えると、早急にオンライン申請への切り替えを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

ひとり親家庭等通学交通費助成事業については、令和5年3月からオンライン申請を開始しました。

18. ひとり親家庭の生活支援事業

【意見 36】 助成金支給要件の確認の徹底について

〔意見の要旨〕

市は、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、もって、親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、雇用契約上通勤交通費の全部又は一部が支給されていないと認められる者等について、その通勤に係る費用を助成している（ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付要綱）。

対象者は、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者または川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成を受けることができるひとり親等である。

助成金申請は、申請書により行われ、申請書には勤務先が記載した「就労等証明書」が添付され、証明書には通勤手当の支給状況についての回答も記載されている。

そこで、就労等証明書の通勤手当に関する項目について書類を閲覧したところ、次の事例が発見された。

（事例）

勤務先からは通勤費を支給している旨の記載は無いが、申請者本人からは通勤費の支給は受けている旨の申告があったため、助成金の計算上控除している事例。なお、控除する金額は前回の申請と同額として計算されていた。

本事例のように、勤務先の回答と申請内容に矛盾が生じている場合に、申請内容だけで支給の可否を判断するのであれば、勤務先への通勤手当の支給状況に関する確認項目は、実効性に乏しく形骸化する恐れもある。

本事例の場合は、申請者本人の申請内容だけでなく、勤務先から、申請者に対する通勤手当の支給状況に関する具体的な情報を問い合わせるか紙媒体等で入手し、証拠資料に裏付けされた正確な計算を行う必要があった。

したがって、勤務先の通勤手当に対する規程や対象者との雇用契約上の条件を確認するなどして、助成金支給要件の確認を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

ひとり親家庭等通勤交通費助成事業について、申請者本人の申告と勤務先の通勤交通費の支給に対する回答に矛盾が生じないように、令和5年2月24日付でひとり親家庭等通勤交通費助成金交付要綱を改正し、通勤交通費の支給状況を申告する様式について、通勤交通費の支給状況を申請者本人が記載し、それに対して会社が内容を証明するものに変更しました。

19. 子ども・若者支援推進事業

【意見 37】 受託者の定期的な見直しについて

〔意見の要旨〕

ア. 事業内容の概要

川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業は、児童相談所及び地域みまもり支援センター（以下、本意見においては「相談機関」という。）で相談を受理したひきこもり、不登校等の児童であって、当該児童又はその保護者が希望し、かつ相談機関の長が

適当と認めた者（以下、本意見においては「対象児童」という。）に対し、個別支援活動及び集団支援活動をそれぞれ実施するものである。

個別支援活動は、所定の要件を満たす大学生等で事前に登録されたスタッフ（ふれあい心の友）が、対象児童と交流することを通じて、自主性及び社会性の伸長並びに登校意欲の回復を図るものである。また、集団支援活動は、対象児童を児童相談所等に通所させ、集団的な生活指導及びレクリエーション等を実施し、児童の福祉の向上を図るものである。

なお、川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱第2条において、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、公益法人、非営利活動法人等に委託することができるとしている。

イ. 委託契約等の概要

市は、川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱に基づき、事業の一部を委託している。当該委託の概要は表 61 のとおりである。

現在の事業者は、委託を開始した平成 26 年度に公募型プロポーザルを実施した結果選定された事業者であり、その後は毎年度、特命随意契約を締結している。また、令和 3 年度における当初の契約金額は 6,470,446 円であったが、新型コロナウイルス感染症まん延への対応により中止とした集団支援活動等があったことから、ふれあい心の友に対する活動謝礼 710,600 円分が戻入され、確定額は 5,759,846 円となっている。

令和 3 年度における委託事業の主な実績は、表 62 のとおりである。

ウ. 受託者の定期的な見直しについて

現在の受託者は、委託を開始した平成 26 年度に公募型プロポーザルを実施した結果選定された事業者である。その後は毎年度、特命随意契約を締結しており、令和 3 年度で 8 年程度契約が継続している。

特に、ひきこもりや不登校といった困難な状況にある子どもを対象とした支援活動においては、対象児童との信頼関係の構築が重要であり、頻繁な事業者の変更は望ましくないことから、特命随意契約を締結することには一定の合理性を有するものといえる。また、そもそも市域においてひきこもりの支援をしている社会福祉法人等は少なく、公募型プロポーザルを実施した際も現在の受託者からのみ応募があった状況であるとともに、現在の委託事業に関しても大きな問題等もなく遂行されているとのことである。

しかし、状況によっては、現在の受託者とは異なる知見やノウハウ等を有する新たな事業者が参入する可能性も否定できないことから、事業の特性や現在の委託事業において大きな問題等が生じていないことをもって、実質的に終期の定めなく特命随意契約を継続することは望ましくない。

したがって、本件事業の特性を踏まえた上で、例えば、同一の受託者への連続する委託期間が 5～10 年程度経過した際にあらためて公募型プロポーザルを実施する等、受託者を定期的に見直す機会を設けることを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

令和 6 年度の事業実施に向けて、令和 5 年度末を目途に公募型プロポーザルを実施

します。また、その後の委託期間が5～10年程度経過した際に改めて委託者の見直しを検討します。

19. 子ども・若者支援推進事業

【意見 38】補助金実績報告書の確認方法の見直しについて

〔意見の要旨〕

市は、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進める団体を育成・支援するため、対象となる団体に対し、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成補助金を交付している。

補助対象経費は、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第7条に規定されている。

補助対象事業が完了したときには、補助金の交付を受けた団体から、地域子ども・子育て活動支援助成事業実績報告書（以下、「実績報告書」という。）が市に提出される（交付要綱第14条）。

実績報告書には、補助対象経費の支出状況が記載される。具体的には、表63の実際の一事例のとおり、補助対象経費である交付要綱第7条各号の支出項目ごとに、補助対象経費、支出済額、摘要が記載される。

市は、すべての受領団体に対して中間視察を実施し、支出状況を含む事業の適正な実施について実地に確認することとしているが、実績報告書に記載されている支出済額についての証憑の確認は行っていない。

しかし、表63の事例を見ると、例えば、実施場所の賃借料について、日常的に使用する事務所家賃以外の賃借料に該当するものであるかどうか、摘要欄にある「賃借料の20%」という計上割合が適切かどうか、そもそも賃借料が996,000円であったかどうか等についての検証は慎重に行うべきものとする。また、講師及び補助員へ謝礼やバス代を支払っているが、団体構成員以外の者に対して支払っているものかどうか等についての検証も同様である。

したがって、事業がより適正かつ有効に遂行されるためにも、支出内容によっては領収書などの証憑を提出させるなど、支出額の妥当性についての確認方法を見直す必要がある。

〔措置の内容〕

支出額の妥当性の確認方法を次のとおり改善します。

- 申請時において、提出する様式2-1（収支予算書）の摘要欄への記入を必須とし、科目ごとの計上根拠をより精緻に事務局で把握できるようにしました。
- 交付決定時において、全ての交付決定団体に対し、証憑の保管、帳簿の作成を科目ごとに適切に行うよう改めて周知しました。
- 中間視察において、実地に科目ごとに帳簿の確認を行い、妥当性のチェックを適切に行うよう、視察手順を改めます。特に賃借料、講師及び補助員への謝礼金については、領収書等証憑の確認を実地に行い、計上根拠の妥当性を検証します。
- 実績報告において、申請時に摘要欄に記載した計上根拠との整合や中間視察における妥当性の検証結果を踏まえ、報告書の記載内容の点検を行います。

20. 子どもの権利施策推進事業

【意見 39】子どもの権利条例リーフレットの配布数算定方式の見直しについて

〔意見の要旨〕

市は、子どもの権利条例の啓発のために、子どもの権利条例リーフレットを作成している。リーフレットは、「みんなで考えてみよう かわさき子どもの権利じょうれい 小学生版」（以下、「小学生版リーフレット」という。）と「みんなで考えてみよう 川崎市子どもの権利条例 中高生版」（以下、「中高生版リーフレット」という。）の 2 種類がある。

市は、毎年 1 月頃に実施される入学説明会時に、小学校及び特別支援学校入学予定児童に向けて、小学生版リーフレットを配布している。令和 3 年度の配布状況（例示として川崎区と幸区を抜粋）は、表 64 のとおりである。

配布数の算定は、学校ごとに行っている。具体的には、入学予定児童数に予備 40 部（特別支援学校は 20 部）を加えた部数を 10 部単位で繰上げて算定している（例：殿町小学校 児童数 44＋予備 40＝84 → 90 に繰上げ）。

予備部数については、以前、学校から追加希望の要請があったことから現在の部数を一律加えているとのことである。配布準備段階から入学予定児童数の変動が生じることがあることから、若干数の予備は必要であると考え、小学校一律 40 部、特別支援学校一律 20 部の予備部数についてはその必要性は低いと考える。

この結果、小学校入学予定児童数 12,462 名に対して 17,570 部の小学生版リーフレットを、特別支援学校入学予定児童数 21 名に対して 90 部の小学生版リーフレットを配布している。

また、市は、権利学習時にもリーフレットを配布している。市は、11 月 20 日を「かわさき子どもの権利の日」に制定していることから、市立小中学校及び市立高校では例年 11 月に権利学習の機会を設けている。そこで、毎年 10 月頃に、私立も含む全小学生に小学生版リーフレットを、全中高生に中高生版リーフレットを配布している。

なお、学校への配布については、教育委員会事務局から 1 束 30 部とすることが指定されているため、リーフレット作成業者には 30 部ずつ帯をかけた状態での納入を要請しており、各学校へも 30 部束単位での配布を行っている。

令和 3 年度の配布状況（例示として川崎区中学校）は、表 65 のとおりである。

配布数の算定過程では、生徒数を 30 で除して 30 部束数を算定し、予備及び指導教諭用の部数を考慮した上で束数を計算し直している（例：南大師中学校 生徒数 347÷30＝12 束に予備及び指導教諭用 2 束を加えた 14 束 420 部と算定）。

この結果、川崎区の生徒総数 4,891 名に対して 186 束 5,580 部の中高生版リーフレットを配布しており、川崎市全体では中学校、高校及び特別支援学校の生徒総数 34,669 名に対して 38,730 部の中高生版リーフレットを配布するに至っている。

このように、在籍する児童・生徒数を大幅に超える部数のリーフレットが配布された学校では、予備リーフレットを処分することも出来ず、手に余る状況になっていると推察される。また、SDGs の観点からも紙資源が無駄になる事態を出来る限り回避す

ることが望ましい。

したがって、予備部数を見直すなど、子どもの権利条例リーフレットの配布数算定方式を見直す必要がある。

〔措置の内容〕

予備部数を 20 部に減らし、不足する場合は学校から連絡をもらい、追加送付して対応しました。

20. 子どもの権利施策推進事業

【意見 40】日本語を母語としない児童生徒等への配慮について

〔意見の要旨〕

子どもの権利条例リーフレットは、イラストが多く盛り込まれた多色刷りであり、わかりやすい言葉で書かれている。また、リーフレットには以下の「子どもたちからおとなへのメッセージ」が記載されている。

子どもの権利が守られるには、保護者ら大人が幸せであることが前提となることから「大人が幸せでいて欲しい」という趣旨のこのメッセージは子どもの成育環境と体罰や虐待などとの相関性について核心を突いたものであると考えられる。加えて、大半の家庭が共働きの核家族である今日において、保護者に対して、しみじみかつじんわりとした温かなエールに相当するメッセージであると考えられる。

例年 11 月に各学校で権利学習の機会が設けられていることから、少なくとも川崎市における全ての児童生徒が、子どもの権利条例について認知できるようにする必要がある。さらに児童生徒がリーフレットを各家庭に持ち帰った時に、保護者に向けて、積極的に子どもの権利条例について話をするのが出来なくとも、机などの上に置いたリーフレットに保護者が目を通し、この「子どもたちから大人へのメッセージ」を読むことが出来たら、保護者に対しても何らかのプラスの働きかけになり得ると考える。

令和 4 年 3 月末現在、市における外国人住民は 43,760 人である。国籍は多岐に渡り、把握しているだけでも 138 か国に上っている。国籍別の外国人住民で 1,000 人超の国を列挙すると、表 66 のとおりである。

外国籍住人のうち、児童生徒の数がどれだけかは不明であるが、日本語を母語としない児童生徒及びその保護者に対してもこの子どもの権利に関する条例を広める必要があり、加えて、前述の「子どもたちからおとなへのメッセージ」も保護者に読んでもらいたい内容であると考ええる。

市は全ての人相互に認め合い、人権が尊重され自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指して外国人市民施策推進事業に取り組んでいる。しかし、子どもの権利条例リーフレットに関して中国語や韓国語、英語といった日本語以外の言語によるものを制作していない。

子どもの権利条例リーフレットの中国語版、韓国語版、英語版などの様々な言語版を制作するためには、多額の費用を要することから難しいかもしれないが、例えば、「大切な 7 つの子どもの権利」及び「子どもたちからおとなへのメッセージ」の部分だけでもそれぞれの言語に翻訳した補助資料を作成し、該当する児童生徒へ提供し啓

発するといった工夫も可能であると考える。

日本語を母語としない児童生徒及びその保護者らにも、子どもの権利についての理解が進むような取組を行う必要がある。

〔措置の内容〕

啓発チラシを令和4年度中に英語・中国語・韓国語で作成し、各区役所等へ配架しました。

21. 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業

【意見41】通訳・翻訳申請書の記載誤りについて

〔意見の要旨〕

令和3年7月26日に教育文化会館において、「日本語を母語としない児童生徒・保護者への就学支援相談会」が行われた。実施報告書によると、当相談会では、英語・中国語・ベトナム語・タイ語・ポルトガル語の通訳者が派遣されていた。

しかし、通訳・翻訳申請書を閲覧したところ、通訳する言語はポルトガル語のみが記載されており、英語・中国語・ベトナム語・タイ語については記載されていなかった。

市は、通訳する言語を適切に記載した通訳・翻訳申請書を提出するよう指導する必要がある。

〔措置の内容〕

1枚の申請書で複数言語の通訳・翻訳申請があった場合、依頼者に通訳・翻訳の言語数分の申請書を提出させるよう指定事業者に指導を行いました。

21. 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業

【意見42】通訳・翻訳申請書様式の改正の検討について

〔意見の要旨〕

通訳・翻訳申請書には、通訳の希望月日や翻訳の完成希望月日を記載する欄はあるが、実際に通訳・翻訳を実施した月日を記載する欄はない。

そのため、例えば、通訳・翻訳申請書に記載の希望月日に実施することができず、別の月日に実施した場合、通訳・翻訳申請書と実施報告書の実施月日を照合することができない状態である。

したがって、通訳・翻訳申請書の下欄に、通訳・翻訳実施月日や通訳・翻訳者氏名を記載する欄を設けるなど、通訳・翻訳申請書と実施報告書とを照合することができる様式に改正することを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

通訳・翻訳申請書の下欄に、通訳・翻訳実施月日、通訳・翻訳者氏名を記載する欄を設ける様式に令和5年4月1日に改正しました。

22. 総合的な子ども支援ネットワーク事業

【意見43】講演会の開催方法の検討について

〔意見の要旨〕

令和3年度においては、幸区こども総合支援ネットワーク会議が主催する子育てに関する講演会を2回開催しているが、新型コロナウイルス感染症まん延防止のためオンライン方式で開催している。

オンライン方式には、講師と参加者との間のコミュニケーションが不足し、一方的な情報提供となってしまうおそれもあるが、幸区においては、事前に講師への質問を募集し、当日に回答をしてもらうことや、Web会議ツールのコメント欄等を活用し、講師と参加者との間でのコミュニケーションを図るよう工夫して行っている。

オンライン方式自体には、会場に集まらなくとも参加できるというメリットがある。このメリットは有用なものであり、会場に赴くこと自体が参加への大きな制約となる小さな子どもを育てている保護者等にとっては、その解消策の一つとなり得るものである。また、他区のこども総合支援ネットワークとの共同開催等といった方法も想定し得ることから、他区のこども総合支援ネットワーク等との情報交換の機会として活用することも考えられる。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止を目的としていたが、今後、新型コロナウイルス感染症が終息した場合であっても、講演会を開催するにあたっては、オンライン方式のメリットとデメリットを踏まえ、会場開催とオンライン方式とを併せたハイブリッド方式も含めて、より利用者が参加しやすく、より有意義な講演会となるような開催方法の検討を行う必要がある。

〔措置の内容〕

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症が蔓延していた時期でもあり、オンライン方式での開催となりましたが、令和5年1月25日に開催した講演会では、一方的な情報提供の場とならないよう、質疑や意見交換等の時間を十分に設け、開催にあたって講師と参加者との間の双方向性の確保に努めたところであり、講師と参加者との間で多くの意見交換が行われるなど、有意義な講演会となりました。また、同講演会においては、開催時の動画をホームページで後日配信するなど、講演内容をより多くの方々に届けるための工夫も併せて行いました。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことも踏まえ、ハイブリッド方式による一層の双方向性の確保や、講演内容の後日配信による利便性の向上など、より参加・利用しやすく、より有意義な取組となるよう、今後も様々な工夫を施しながら講演会を開催してまいります。

23. こども・子育て支援事業

【意見44】仕様書に即した実施報告書の徴取について

〔意見の要旨〕

「乳幼児期・学齢期の外遊びと地域人材育成講座の実施」の一つとして、こどもの外遊び・地域人材育成推進事業委託を行っている。

請書に添付された「こどもの外遊び・地域人材育成」推進事業委託仕様書において、成果物として、交流広場や人材育成の実績を記載した実施報告書の提出が求められている。

これを受けて、受託者である「夢見ヶ崎プレーパークをつくる会」から、同会の令

和3年度における活動報告書が実施報告書として提出されているが、これは同会の活動報告書のため、必要な交流広場の開催実績や講座の開催実績は記載されているものの、必ずしも仕様書において実施を求めている業務の区分では記載されておらず、開催数等も集計されていない。

委託業務の実績報告としては明瞭性に欠けることから、仕様書に示す委託内容に即した区分により開催数等を集計した報告の提出を併せて求める等、仕様書に即した実施報告書を徴取する必要がある。

〔措置の内容〕

仕様に対する取組結果をより明瞭に把握できるようにするため、令和4年度より、同委託に係る成果物として、従前の活動報告書に加え、仕様書で実施を求めている業務の区分に即して取組状況や開催数等を一覧形式でまとめた実施状況表を併せて徴取するようにしました。

24. 幸区待機児童対策事業

【意見 45】 保育所施設案内動画を希望しない園に対する継続的な協議について

〔意見の要旨〕

保育所施設案内動画の作成は令和2年度から順次行っており、概ね毎年度12園程度を目途に進めてきたところである。対象となる区内の認可保育所等73園（令和4年4月1日時点）に対して、令和4年10月の時点で、幸区のウェブサイトには34園の動画が公開されており、概ねその半分近くまで進捗しているところである。

今後も残りの認可保育所等を対象に動画の作成を進めるとのことであるが、現在までに、動画の作成及びウェブサイトでの公開を希望しない園があるとのことである。動画の作成及び公開は、認可保育所等の運営主体の意向を無視して進めることはできないが、保育所施設案内動画は、子どもの預け先を探す利用者が保育室等の施設の概要や行われている保育の一端を視覚的に把握できる有意義なものといえる。

今後、同園がどのような理由で希望しないかを把握し、子どもの預け先を探す利用者への情報提供の観点から、どのような対応であれば可能か協議を進める必要がある。

〔措置の内容〕

令和5年度についても14園分の予算を確保しており、動画作成について、認可保育所をはじめ、川崎認定保育園に対しても意向確認を行っているところですが、過去に動画作成を希望しない川崎認定保育園から動画の作成希望がありましたので、令和5年9月末までに動画を作成し公開しています。また、他の動画作成を希望していない園についても、情報提供のツールとして重要なものであるとの趣旨を再度説明し、個別にヒアリングするなど作成に協力いただけるよう取り組んでまいります。

25. 中原区総合子どもネットワーク事業

【意見 46】 子ども未来フェスタの協働における留意点について

〔意見の要旨〕

中原区では、第16回なかはら子ども未来フェスタを実施するに当たり、なかはら子ども未来フェスタ実行委員会(以下、「実行委員会」という。)に業務委託を行っている。

実行委員会の推薦理由は、表 70 のとおりである。

また、なかはら子ども未来フェスタ実行委員会設置要綱が定められており、役員や事務局について規定されている。

本事業は、市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業である協働型事業として位置づけられている。市は、「行政のみで実施するよりも市民活動団体が加わることでより一層の価値を生み出す場合、または市民活動団体が実施する事業に行政が加わり公的資源（場、資金、人材等）を投入することでさらに価値を生み出す場合」に協働型事業を実施するとしている。

協働型事業では、市民活動団体が自主的・自発的な活動により参加することで、より専門性が高く、多様な市民ニーズに柔軟かつ機動的な対応が可能となるが、一方で、市民活動団体では人材・資金・組織運営力等の経営基盤を安定的に確保することが難しい場合も想定される。

本事業においては、推薦理由からもわかるとおり、各関係団体の委員を集めて実行委員会を組織し、イベントを運営・実施しているが、実行委員会だけでは、経理事務等を含めた組織運営を行うときの人員は十分に確保できないため、事務局は中原区役所内に置き、会計処理を中心とした事務局機能は中原区役所が分担している。

協働で事業を実施する場合には、多様性、先駆性、自立性、専門性、地域性等の特徴の理解が行政に求められるとともに、対等の関係を有することが原則であることから、経理事務等を市が負担することによって、過度な行政負担や団体の自立性が損なわれることのないよう留意する必要がある。

〔措置の内容〕

毎年実施する『なかはら子ども未来フェスタ』について、行政と実行委員会それぞれの特性が発揮できるよう年度当初に役割分担を明確にすることで、過度な行政負担の防止及び実行委員会の自立性の維持に努めます。

26. 多摩区こども・子育て情報収集・発信事業

【意見 47】仕様書の記載内容の具体化について

〔意見の要旨〕

令和 3 年度多摩区地域子育て情報収集・発信事業業務委託事業（以下、「情報収集等委託事業」という。）は、子育て家庭のニーズに応じて多様な情報提供を行い、親の育児不安の軽減及び地域子育て支援体制へつなげる機会とすること、区内の子育て支援活動情報を積極的に収集・発信し、市民活動・交流やコミュニティの活性化を図ることを目的とする事業である。

情報収集等委託事業仕様書（以下、「仕様書」という。）が定めている委託内容は次のとおりである。

- ① 地域子育て情報の収集及び確認業務
- ② 「多摩区地域子育て情報ブック」の編集業務
- ③ 地域子育て情報収集・発信に係るアンケートの実施

上記項目のうち、①と②については、具体的な仕様が記載されているが、③については、アンケートの内容や実施件数等が記載されておらず、受託者がどのようなアン

ケートを実施すべきなのか不明である。

令和3年度の委託では、受託者との協議により100件程度のアンケートを実施しているが、今後は、アンケートの実施に係る具体的な内容について、仕様書に明記しておく必要がある。

【意見の要旨】

令和5年度の仕様書に、下記のとおり、実施件数及びアンケート内容について記載しました。

○対象

多摩区地域子育て情報BOOK」配架先（区内地域子育て支援センター等）の利用者を中心に100名程度とする。

○調査項目

次の事項等をA4サイズ1枚程度にまとめる。個人を特定する事項については収集しない。

- ・「多摩区地域子育て情報BOOK」に掲載している情報で参考になったこと
- ・「多摩区地域子育て情報BOOK」を活用したこと
- ・「多摩区地域子育て情報BOOK」に今後充実させてほしい情報
- ・お住まいの地域
- ・お子さんの年齢